
令和3年大和町議会6月定例会議会議録

令和3年6月3日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総務課長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	遠 藤 眞起子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

暑い方はどうぞ上着を取っていただいて結構です。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番千坂裕春君、12番門間浩宇君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

皆さん、おはようございます。3日目最初の一般質問をさせていただきます。

通告に従い、1件2要旨の質問になります。

1、さらなるデジタル化促進について。

令和元年12月施行のデジタル手続法により、市町村での行政手続のデジタル化が努力義務となりました。さらに9月のデジタル庁開設とデジタル社会形成基本法などが成立いたしました。

本町でも既に取り組んでいる事業もありますが、さらなる利便性や効率化を図るため一層の注力が必要と思います。

以下について伺います。

1、これまで行った事業の評価は。また、今後取り組むべき事業は、さらに官民、各課において連携を必要とし、ワンストップ窓口やぴったりサービスの実現やキャッシュレスでの経済対策など様々な用途があり、各課等で足並みをそろえて取り組むべきと考える計画や構想はあるのか。

2、デジタル化促進のための方策として、広報の仕方、手続のサポートなどを充実する必要があると思いますが、考えは。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまのさらなるデジタル化促進につきまして、お答えをいたしたいと思えます。

デジタル手続法は、従前の「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」が改正され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」とされることに伴い、関連する78の法改正を一括で行ったものであります。

この法では、社会全体のデジタル化として、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現が掲げられており、デジタル化に向けた基本原則として、1つ目には個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。2つ目には、一度出した情報は二度提出することを不要とする。3つ目として民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現することの3点が挙げられております。

こういった基本原則を踏まえまして、本町におきましてもデジタル化を進める必要があると考えております。

初めに、これまで行った事業の評価でございますが、昨年度新型コロナウイルス対策として実施しました「特別定額給付金事業」におきまして、マイナンバーを活用したオンライン申請を受け付けしましたが、申請総数に対しまして3%（354件）の割合となったものです。

そのほか、各種アンケートにおきましてもWebでの回答を進めており、現在行っております新型コロナウイルス感染症のワクチン集団接種の受付におきましても、電話予約のほかにLINEやWebで予約を可能としたところでございます。

また、ぴったりサービス等のオンライン申請を可能とするためには、マイナンバーカードを所有していることが条件となります。

本町のマイナンバーカードの申請率は、令和3年4月末現在で約40%という状況であり、今年度からマイナンバーカードの申請のお手伝いを職員がお住いの地区の集会所等に出向いて行うこととして、普及に努めるものであります。

次に、2要旨目のデジタル化推進の方策についてお答えします。

デジタル化・オンライン化を進めていくためには、まずは、各種申請書類等に必要としております押印の廃止に取り組む必要があります。

現在、全庁的にその状況を把握するための準備を進めているところであり、準備が整い次第、その押印廃止を行うこととし、並行してオンライン化の研究を行っていくことと考えております。

また、1要旨目にもあります計画・構想にも関連しますが、国では自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、各自治体でのデジタル化の推進について、一定水準の進捗を図るために支援を行うこととされております。

このデジタルトランスフォーメーションという言葉の意味するところは「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること」というものであり、各市町村においてもデジタルトランスフォーメーションの推進を図り、様々な行政サービスの向上につなげようとするものです。

この国の計画は、各自治体が重点的に取り組むべきものを具体化し、国における支援策等をまとめ、デジタル社会の構築に向け全自治体が着実に進めていくことを目的としています。

計画の中で重点的に取り組む事項として、情報システムの標準化・共有化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底などが示されており、本町におきましてもこれらの取組を確実に実行していくために町のデジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、デジタル化を確実に推進していかなければならないものでございます。

このデジタルトランスフォーメーションも含めデジタル化につきましては、まだ不透明な部分がありますが、現在、総務省において自治体デジタルトランスフォーメーション推進に関わる手順書の作成を行っており、それらも参考にしながら町民の生活がよりよい方向に変化していくためにもデジタル化を推進し、周知を図ってまいります。

以上です。

議長（高平聡雄君）
千坂博行君。

8番（千坂博行君）

それでは、再質問させていただきます。

答弁いただきましたので、現状の町の考えをお聞きしました。一つ一つですね、私の感想、考えを最初に述べさせていただきます。

まず、3つ挙げられましたデジタル化に向けた基本原則として、1の個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。一度提出した情報は二度提出することを不要とする。3、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すると、これが基本原則というふうに町で捉えている。もちろん、このとおりだと思いますし、ただ町の今現状としてそこがなかなか進んでいないという状態であるというふうに、私捉えたんですが、民間からしますと特に1番、2番、この辺は事務手続何かをほぼほぼこのとおり進んでいるところでありまして。ちょっと2要旨目にも係りますが、押印についてももうすべてアプリで取って作って、社印、個人の印鑑についても私も使っていますけれども、そういったところでもう進んでおります。

今回は、これは令和元年度からということで1年半ぐらい進んでいますが、民間からすれば1年以上前ぐらいから進んでいるところもあるというところが、今民間の現状ということで、という現状をまずお話しします。

2つ目のマイナンバーを利用したオンライン申請です。特別定額給付金について、申請総数約3%であったと。私も申請したのがオンラインで申請した1人です。手続的に2時間ぐらいかかりました、つながらなくて。要するに集中したんでしょうか。そういった意味では、やっぱりここはシステムの不備というのもあったと思いますし、ほかの人に教えたときは、その方は諦めて別な申請方法をしたということで、潜在的にはもっと申請したかった方はおられるというふうに、私は考えます。

そして、3番目に思いました。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の受付、6月1日です。私も家族の分を役場1階のほうで昼休みに申請させていただきました。すごく5分程度できて、すごく便利だなと。ちらっとお話し聞いたときには、午前中の話ですよ。あんまりまだ混んでいませんねという話ではありました。ただ、あれは本当にすごく専用端末なので、操作も早くて、職員の方も大分手慣れた感じで操作をしていましたので、練習も積まれて、そういう努力もあってスピーディーな対応だった

と思われます。

1 要旨目最後のほうで、マイナンバーカードの普及率ということで、これがやっぱり上がっていかないとという意味で、令和3年4月末現在で本町約40%というところで、ふと自分の身に考えてみれば、うちは普及率50%かなというところで思いました。ただ、残りはやはり両親だったり、そういったところでそういう申請が得意でないといひますか。デジタル的には申請はできないというところでもありました。

その中で、今回広報にも載っていましたが、マイナンバーカードの申請ですね。生涯学習課のほうで出向いて行ひますよというよなサービスを始めるというよことで、今後やっぱりそういう前々からやっている自治体ありました。ただ、これも今回聞いたところによると専用端末だということですので、迅速にスピーディーにこのコロナ禍に対応できるすばらしいサービスだというふうにも感じました。

進んでいることはやっぱり進んではおひますが、この中でやっぱり出てこなかったのが、前にもお話ししたことがあります。質問の中には織り込んでおひますが、経済対策だったり、そういったところはなかなか進んでおひまない。

サービスを使ってもらふために、向上のためにこちらから出向くというスタイルは今までにないと思ふので、そこはやっぱりすごく評価するところではおひますが、やっぱり待っておひまはなかなか進まないというのが現状でありまして、一步踏み出して大きな一步を踏み出したというふうには私は捉える今回の施策だったかと、私は思っておひます。

要するに、今なかなか行政まで来て手続ができないので、こっちから出向くというよことは、要するに交通弱者にも通じるよところがありまして、そういった意味でいろいろ車での送迎というのでもありますが、逆を言えおひま自らが申請しってもらふというよなところにシフトをしておひまなくちゃいけないという現状もあると思ひます。

これ、5月、6月かな。5月の新聞記事でいひますと、高齢者対象にスマホの講習会というよことで、総務省のほうでやるよという記事が載っておひまました。6月から全国で開始すると発表しっておひまして、2025年度までに延べ1,000万人参加を目標すと。参加は無料、大手携帯電話会社が地域の携帯ショップで実施したり、地元のIT企業などが公民館で行ったりするよというよなことも発表されておひまいて、やはり待っておひまはだめで、こちらから何かを仕掛けないとなかなか進まないという現状が、これも見ても伝わるよな記事でもおひまました。

こういっただ中で、今お話しされた答弁されおひましたことに関しっては、やっぱりもう進んでもらっておひますのでいひまと思ひますが、その先ですね、さらにといっただ場合、ど

んなことが考えられるか。これはICTというところで、いろんなものにつながっていかないと相乗効果って出てこないんですよね。そういったところをどういうふうに捉えているか、考えておられるか、答弁願います。

議長（高平聡雄君）
浅野 元君。

町長（浅野 元君）

現状といいますか、これまで今やっている状況についてお話しさせていただきました、今、評価をいただいたところでございます。

今後といいますか、ということでございますけれども、まずデジタル化というものにつきまして、やっぱり整理する部分を整理しておかなきゃないということだというふうに思います。先ほど申しました押印の問題でも、ああいったものについてもそういったことをそのシステムがあればデジタル化には移行できないということでございますし、あと役所の場合はどうしても縦割りということがあって、民間ではもう一本化されているというお話でしたが、書類につきましても例えばこの課に出したけれども、同じようなものをこちらに出してというような状況は現在あるんだというふうに思っています。

それを一本化をしてやるというのがこの目的でありますので、そういったところにおける整理をするための役場としての一つの基本、押印とかそういったものの整理が必要だというふうに思っております。

それから、やっぱり今マイナンバーカード、今40%の申請率ということでございますが、マイナンバーカードがいつみれば、末端の何ていいますか、機械といいますか、一番そこからつながってくるという感じになるというふうに思いますので、それがいいことには結局情報の収集・伝達、そういったことも収集とか伝達ですかね。そういったこともできてこないということでございますので、今40%というものをやっぱりもっと上げていかないといけないと。今回、出前といいますか、出向いてという形でやるということでございますが、なかなか高齢者の方については、普段ご利用しないといいますが、必要性についてなかなか、何ていいますか、実感がないといいますが、そういうところもあるんじゃないかというふうに思っています。若い人とかいろいろ転勤する人とかそういった方については、非常にいろんな形で使い勝手があるところですが、マイナンバーカードをじゃあどういうふうに活用しましょうかとい

たときに、今度、国保とか保険証とかになりますけれども、そういうふうになってくるところもありますので、そういったPRもしながらそういった端末といいますか、一番末端の部分になってくると思いますので、そういった広げることといいますか、そういったことがまずもっともっとやっていかなければいけないのではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

町長おっしゃるとおりでありまして、マイナンバーカードの普及というのがやっぱり今から鍵になってくると思います。そのために出向いていろいろとサービスを開始したということは、やっぱり本当に再度言いますけれども、評価できるところだと思います。ただ、さらなるやっぱり促進をするに当たって、これからマイナンバー以外にも取り組まなくてはいけないところというのも出てくると思うんです。

そういった中で、先ほどはすばらしい端末を持って出向かれましたということをお話しましたが、実際端末ないところでも1年とか1年半前にはもう既にやっているんですよね。要は役場のスマホでもできたという、もし役場にスマホがあればですよ、申請は。専用端末じゃなくてもできますよという。そういったところにチャレンジといいますか、取り組んでいかないと、便利なものができてからではなかなか、要するにその先のことを考えられないといいますか、やっぱりもっと先を考えるんだったら、最初に自分で一回やって見るというのが一番、私は手っ取り早いと思っていて、そういったところ、何だろうな、もうちょっと先に行こうというところの姿勢というのをやっぱりもうちょっと見せていただきたいというのが、個人的な思い。ただ、やり方的にはやっぱりこれは确实でありますし、間違いのないところというところがあります。

ただ、本当にデジタルトランスフォーメーションという意味で、つながっていかなくちゃいけないというときには、それが全部にシステムが普及するまではそれ相当の時間がかかります。今から5Gという通信網が整備されますけれども、2030年代からは6Gってまた別な規格が始まりますので、だんだんもう追いつかなくなってくるんですよ。保険証というところもありますが、在宅医療とか、そういった場面にももう既に始まっていますけれども、そういうところまで普通に広がっていくところだと思います。

うんです。

そういった意味で、先取りというのは大事なところで、一般質問の中でも何件か出てきたと思いますが、先取りしてやっていくというところはやっぱり大事なところで、その辺やっぱり悪くはないんですが、もう一步踏み出していただきたいという思いがございます。

2件目のほうに入らせてもらいますが、2件目のほうで、先ほど言いましたデジタルトランスフォーメーション推進ということで、一定水準の進捗を図るために支援を行うということを国のほうで支援員というのを出すという方策も出しております。

自前でやるのもいいんですが、やはり一步先にとという意味では、専門的な方が携わったほうが早いと思うところもあります。

そういう意味では、ICT、GIGAスクール等々、専門的なところも専門員いますので、支援員がおりますので、そういったところで早めにスタートというところは前々から考えられたところではあるのではないかと思います。自前もいいですが、やはり専門の方の知恵を借りるというのもこの先必要ではないかと思われませんが、その点についてお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういったデジタルトランスフォーメーションといいますか、ITといいますか、どんどんどんどん技術が進んでいく、新しいものも出てくる状況でございます。職員は職員なりにしっかり勉強しながらやっているところでございますけれども、やっぱり専門的な部分につきましては、そういった専門家の方のご意見等、指導いただくということは、大切なことだというふうに思います。必要な部分につきましては、そういったところからの指導を受けるとか情報を取るとか、そういったことの重要さはあるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）

ぜひともやっぱりもう一步踏み出していきたいという思いがありますので、全ての問題に関わるとこって大きいと思うんですよね。交通弱者にもつなりますし、さっきもちょっとお話しましたが、割増し商品券だったり平等に買えますかとか、どうやったら購入できますかとか、行かないとだめですかとか、コロナ禍並ばなくちゃいけないですかとか、そういったところにもつながると思いますし、そういうところ導入したところって一回導入するとそれを見た人たちが周りから集まって来るんですよ。それを目当てに。人が集まって来るし、そこから第2弾、第3弾っていうふうに発展していくんですよ。

そういう意味では、今までの形が悪いとは言いません。ただ、これ以上促進していく、スピードを上げるという意味では新しいやり方というものもトライしていただきたいと思います。

町長のお話の中で現状のほうですかね、大和町杜の丘地区の土地区画整理組合が成立されて、戸建て住宅用地300戸、計画人口960人見込んでいるというお話がありました。恐らくは若い世代の方が入って来ると思われます。そういった方をやっぱり取り込んだりする部分に関しては、やっぱり新しいものを町に浸透していくのが必要と思われます。やっぱり情報発信も、今スマホを持っていない若い方いませんので、小学生も持っている時代ですので、そういった意味で広報の仕方という意味では、やっぱりメディアというのはすごく重要なウエートを占めていると思いますので、その辺も考慮なされて今後のまちづくりに生かしたらいかがでしょうかという提案をさせていただきます。

最後に町長のほうから一言あれば。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、デジタルトランスフォーメーションといいますか、こういったものについては特にいろんなコロナとかになったときに、まだ必要性というのがクローズアップ、クローズアップではないんでしょうけれども、認められてきたといいますか、そういった状況にもあろうと思いますし、また世の中がそういう状況に変わってきているわけですので、そういった動きについては、遅れることなく対応して、そういったものを有効に活用していくということは非常に大切なことだというふうに思ってお

ります。

そういったものについて、皆さんのご意見をいただきながら生活の利便性といえますか、そういったものも上げる目的にもつながっていくと思いますので、皆さんのご理解をいただきながらしっかり進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂博行君。

8 番 （千坂博行君）
これで一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。
10番渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）
心の準備ができないうちに順番が回ってまいりました。
通告に従いまして、2件一般質問を行います。
1つ目、太陽光発電への対応について。

全国的にも大和町でも、近年急速に大規模メガソーラーや小規模太陽光発電施設が数多く設置されてきております。しかしながら、太陽光発電は、最近種々の問題化が指摘され始めてきております。

そこで、町は環境基本条例を基に開発等の許認可などを進めていると思われませんが、土砂災害、景観、反射光、電磁波など現状の問題点や将来の方向はどのような対応を進めるのか、お伺いをいたします。

2つ目、2040年以降、寿命のきたカドミウムなどの有害物質を大量に含む太陽光パネルの廃棄問題を後世の禍根とにならないようどのように施策していくのか、お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、渡辺議員の太陽光発電への対応についてのご質問にお答えします。

1 要旨目の太陽光発電施設の設置に係ります対応等につきましては、平成24年7月から国の固定価格買取制度が開始され、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展しております。

太陽光発電事業は、「電気事業者によります再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（「FIT法」という）、それから資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」等に基づき、設計・施工や運用・管理、撤去及び処分について、適切な事業の実施が求められているほか、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿った取組も実施する必要があるとございます。

宮城県では、出力50キロワット以上の施設を設置する太陽光発電事業者に対しまして、生態系・景観への影響や開発に伴う汚濁水の流入、土砂流出への懸念が高まっている現状を踏まえまして、太陽光発電事業者が周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握すること、また、地域住民に十分配慮しながら施設を適切に設置・管理することにより、地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を促すことを目的としました「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を令和2年4月に策定するなどの対応がされております。

本町におきましても、太陽光発電設備の導入拡大が進んでおり、資源エネルギー庁が令和3年1月31日時点で公表しております20キロワット以上の再生可能エネルギー発電計画認定情報によりますと、運転開始前の施設を含めた数は180か所、総出力173メガワットを超え、県ガイドラインの対象となります50キロワット以上の施設は40か所、総出力167メガワットが認定をされております。

また、FIT法、国ガイドライン、県ガイドラインとは別に、開発面積が1ヘクタールを超える森林を造成するなどの開発行為を行おうとするものは、森林法第10条の2の規定に基づきまして、宮城県知事に申請し、知事は関係市町村からの意見の聴取や現地調査を行い、「災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全」等の項目と併せまして、林野庁長官通知によります「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」によりまして、令和2年4月1日から太陽光発電施設の設置、用地造成も含めますが、設置を目的とする開発行為の許可基準が新設され、それぞれの項目に従って悪化のおそれがないと認めた場合、条件等を附すなどして許可されております。

本町におきましては、森林法に基づく意見を知事より求められて際には、提出され

ました申請書類を確認し、土砂の流出、汚染等の被害が発生しないよう指導の徹底をお願いする意見書を提出いたしますほか、本町の環境基準条例第14条の規定に基づきまして、宅地の造成、その他の土地の形質を変更する目的で1,000平方メートルを超える行為を行う場合には、大和町開発指導要綱に基づき大和町開発審査会議を設置しまして、災害の防止上、通行の安全上、支障がないような規模であるか等の内容を審査するとともに、環境への配慮審査を開発面積に応じて、大和町環境保全会議や大和町環境審議会の答申等を受けまして、同条例第15条の規定に基づきまして、事業者と公害防止及び環境保全に関します協定を締結しておりまして、今後におきましても、宮城県との連携を図りながら開発審査会議等による申請内容の確認・審査を引き続き行ってまいります。

電磁波につきましては、人への健康影響を考慮して国際非電離放射線防護委員会がガイドラインを公表した参考値を基に、一般財団法人電気安全環境研究所電磁界情報センターが平成23年に調査を実施し、その測定値が公表した結果によりますと、太陽光発電システムの太陽光モジュール周辺でのガイドラインの参考値400ミリテスラに対しまして、測定最大値は8.3マイクロテスラを、またパワーコンディショナーでは、参考値200マイクロテスラに対しまして、測定最大値は61.9マイクロテスラを示すなど、どちらの施設でも基準値より低い値を示したとされております。

次に、2要旨目の太陽光パネルの廃棄問題についてであります。

太陽光発電設備につきましては、平成24年（2012年）に導入されました固定価格買取制度により、導入が急速に拡大いたしました。国では、太陽光パネルの製品寿命、これは一般的には25年から30年程度だそうでございますが、この製品寿命を経まして、2040年頃大量に廃棄される見込みとしており、太陽光パネルには、鉛やカドミウム等の有害物質が含まれる可能性があるとして、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を平成28年に第一版を、平成30年には第二版を策定し、公表し、太陽光パネルメーカー、太陽光発電設備の所有者、解体・撤去事業者、廃棄物処理業者は、リサイクル及び最終処分について、それぞれの役割を果たす必要があるとしております。

以上のことから、使用済み太陽光パネルの廃棄は、廃棄物処理法等関連法令に基づきまして、施設を所有する事業者の責任において処理されるべきものと、このように考えております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

時代の流れと申しますか、太陽光発電、この議会で過去に質問あったのかなというふうに思います。なかったのではないかなと思うんですけども、そういった意味で深い質問ができるかどうかなんですけれども、非常に細かな点までご答弁をいただきました。非常に参考になる答弁であります。

その中で、再質問をさせていただきますが、先ほど答弁の中で、我が町180か所の施設、それから50キロワット以上の施設が40か所以上ということでございますが、これは我が町はこれで見ますと、資源エネルギー庁が令和3年に発表したというふうにあるんですが、我が町自身は届出を受けたり、それから何と言いますか、掌握と申しますか、我が町で把握をした数字なのかどうか。最初にそれをお伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この数値につきましては、先ほど申しましたエネルギー庁で調べた数字でございます。

大和町の場合は、開発行為とかそういったものがあって申請があったものについては、数値はもちろん把握しております。そのほかにこの180というものにつきましては、例えば屋根につける太陽光とか、そういったものも含まれておりますので、全てをそこまで全体をそういったものまで把握している状況ではない、町として、ということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今のご答弁ですと、町は太陽光パネルがどこにどれだけあるかというのは、把握はなさっていないという認識で間違いないでしょうか。もう一度確認をさせてください。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
開発許可等のあるものは当然把握しております。
ただ、個人の方が屋根につけるとか、そこまでは把握していないというのが現状で
ございます。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)
全部は把握されていないというような理解をいたしました。
それでは、これまでに太陽光発電に絡んだトラブルですとか、それから苦情ですと
かそういったものが町に持ち込まれた事例があるのかどうか、これをお尋ねをいたし
ます。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
トラブルとかそういったものについて、正式にといいますか、持ち込まれたことは
なかったというふうに思っております。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)
今までトラブルが発生していないということは、非常に幸せだなというふうに思
います。
全国の状況を見ますと、幾つかトラブルが発生しているようです。大規模なところ、

それから小規模なところ、その中身を見ますと土砂災害、特に2018年にはどこだったですかね、広島かちょっと調べたんですけども出てこないですけども、メガソーラーの施設が設置場所が崩壊をして流出をしたというような事故も起きているようです。

私どもの町でも小野にメガソーラーがございますけれども、2018年、地元の区長さんにお話を私聞いたんですけども、大きなあれだけの面積ですから、排水設備もしっかりされていてなんですけれども、その大きなU字溝というんですかね。あれが飛んで来たというような話を聞いてびっくりしたんですけども、その後は修復は当然設置業者の方がされたんだと思うんですけども、それ以上の話は聞いていないんですけども、そういうようなこともあるようです。

それから、モジュラーというんですか。電気を集めるところからモスキート音というんですか、キーンというような音が発生をしてそれがトラブルになっている。そういう問題があるようです。

それと、あとは反射光ですね。入射角と反射角で住宅地の近辺に設置されたパネルから住宅地の窓に光が飛び込んでまぶしいと。それらの苦情が起きて撤去を求める、そういったようなトラブルも起きているようです。

そういったトラブルが今のところ、我が町にないというようなのは非常に幸いなことだなというふうに思います。

あともう1つ伺いをしたのは、この最近、小野、それから宮床地区では、県の会議録を見ますと、宮床ゴルフ場がございましたけれども、ゴルフ場の半分をゴルフ場開発を断念をして、そこにメガソーラーを計画するようなのが県のホームページに出ておりましたけれども、これあたりは町として掌握をされているのか。それから住民の方々と業者の方々の話合いといいますか、そういったものが行われているのか、その辺の掌握はされているのかどうかをお尋ねをいたします。

課長の答弁でも結構です。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

申請的には町のほうにも来ているということでございます。

あと、地元の方と業者さんがお話合いをしてるかどうかということについては

ちょっと把握しておりません。

申請は出ているということでございます。

議 長 (高平聡雄君)

もう一度ご発言を。渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

何か副町長から指示が飛んだようなんですが、もう一度町長ご存じ、掌握されているのかどうか。担当課でも結構でございますので、そこを正確にちょっと。

住民の方々が把握なさっているのかどうか。これは大きな問題だと思いますので。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

午前10時49分 休 憩

午前10時51分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

大変失礼しました。

各課またがっておりますので、まちづくり政策課長のほうからご報告します。

議 長 (高平聡雄君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

開発申請をいただきました事業者さんからは、町のほうに申請が上がりまして、その際に地元の方々からのいわゆる同意書と言われるものを、その際に添付をいただく

という形になってございますので、その地区ごとの同意をいただいて、その上でという内容を審査させていただくというような形になってございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

しつこいんですけども、地元への住民説明という観点に立つと、同意書というのは地権者の同意書なのか、それとも地域の方々の例えば区長さんであるとかの同意書なのか、そこをもう一度だけお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その件につきましても、まちづくり課長から。

議 長 (高平聡雄君)
まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

渡辺議員さんの質問に説明が不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。

申請の際にいただく同意書につきましては、各地区代表の方々、あとそれから水源をお持ち、いわゆる水利組合の方々、そういった代表の方の同意書という形で地区より提出をいただいて、それに添付をされているというような形になってございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

考え方として、今50ヘクタール以上の規模の大きいメガソーラー関係を先にちょっと質問をさせていただきます。

今のお話ですと、地域の代表者の方ということですので、地域の代表者の方はやっぱり地元の方々にいろいろお話をしながら同意を取るんだと思いますので、それは非常に安心をしたところであります。

あと一つは、大和町には大きなメガソーラーといますと、さっき40か所あるということだったんですけども、京セラの小野地区のメガソーラー、それから鶴巣のヤマキですかね、大きなメガソーラー、これが代表的なメガソーラーかなと思うんですけども、災害を受けて開発面積、山を削ってそこにメガソーラーですから、排水については万全の工事を行って設置しているように記載もされていました、資料を見ますと。それでも想定を超えるような大雨が降った場合ということで、土砂災害がある場合もあるということで、全国の自治体では、国や県の条例あるいはガイドライン、これよりも厳しくした条例を今、設置するような動きが出て来ております。現に全国でもう100近くの県の基準よりも厳しい条例をつくってきている。例えば50ヘクタールの開発、小野の区画は52ヘクタールあるそうなんですけれども、全国の自治体によっては20%の森林を維持することというふうに条例で定めているようなところもあるそうです。航空写真で、グーグルマップで小野のメガソーラー、あるいは鶴巣のメガソーラーを見ますと、もうびっちりパネルが付設してあります。そういった市町村で条例を設けたところだとそれはできないんだなというようなところでありまして、したがって、我が町でも県のガイドライン、それから国の規則ですか、こういったもののほかに町で今後条例を考えていくようなことも検討しなければならないなという点については、町長どのようにお感じになりますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

条例については、確かにつくっているところあります。

県内でも何箇所かありまして、私どももそういったものもいろいろ調べるといいますか、知っておるところでございます。

そういった中で、議員のおっしゃるような面積制限というんですか、そういった制限をつけているところもあるようではございますけれども、なかなかそれについては、

つけるための基準というのもあるようでございまして、ただ単に町で何パーセントというようなものができるかどうかということについては、いろいろ検討が必要になってくるというふうに思います。

今、おっしゃるとおり、想定外ということがあり得ない状況の中でございますので、そういったものについての考え方につきましては、メガソーラーに限らずの開発もということになってくるのかもしれませんが、そういった考え方が今後する必要も出てくるケースもあるのかもしれませんが。まだ今、具体的にこれについて町特別のということの思いを今進めているわけではございませんけれども、こういった自然環境がこういう状況になって来ておりますので、そういったものについての考え方、これは町だけではなくて、逆に言えば県も国もという話になってくると思いますが、そういった開発についての基本的な考え方ですね、そういったものについては、これだけ気候変動とかある中でございますので、町はもちろんですが、国全体として考える必要のあるような環境には変わってきているのではないかというふうに思っておりますのでございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今、条例のことをお伺いしておりますけれども、メガソーラーはおいて今度は小規模なメガソーラー関係ですけれども、屋根に乗っけたようなパネルの場合はそんなに今問題は起きていないんですけれども、畑とか田んぼとか農地とか、そういったところに置いたメガソーラー関係は結構、住宅地に近いようなところだと地面のところですので、その反射光が住宅の窓に入ったり、これから考えられます、ますますやっぱり太陽光増えてくるのかなとも思いますし。

そういった場合に備えて、あるいはモスキート音の苦情とかそういったことが起きてから、持ち込まれてからどうするかというふうになるのかなと思うんですが、そういったトラブル防止のことも考えながら、少しは条例の整備も先行的に考えていかなければならないのかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

光の関係の入射角、反射角というのは、すみません。私、今日、渡辺議員からのお話でそういうこともあるんだと、初めて聞いたところでございます。

音の関係とかですと、例えば風力発電でもいろいろあるとかですね、そういった形のものがあるって、いろんな課題が出て来ているんだというふうに思います。

そういったものについて、今の段階でまだそういったものがないところで、苦情とかないところでもありますけれども、そういったものは事例といいますか、そういったものも調査してみたいというふうに思います。どういった課題が出て来ているのか、それだけではなくてそういったものについて今後この太陽光というのはどんどんどんどん広がっていくすばらしい施設だというふうに思っておりますので、すばらしいといいますか、必要な施設だと思いますので、いろんな課題が出て来ること考えられます。そういったものについて、先行しているところもありますので、いろいろ研究はしてみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

それでは、1 要旨目を終わりました 2 要旨目に入ります。

2 要旨目については、太陽光パネルの2040年以降の廃棄問題についての質問でありますけれども、先ほどの答弁いただきますと、国や県で定めているので、町としては事業者の責任で特に考えませんというような答弁かと思いますが、本当に国や県の施策だけで町は考えなくていいのかなと思うんです。これもよその条例を見ますと、屋根に乗ったパネルは、家を壊すときに一緒に取壊しというようなことでそれは除くけれども、それ以外のパネルについては、メガソーラーとか大きな法人のは別としましてですが、廃棄費用の積立てというのを条例で定めているというようなところも出て来ているようです。2040年頃に備えてということですので、その頃最初に設置した方はもういらっしゃらなくて、パネルだけが古くなって残ったと。それを撤去しようにももうどうしようもないというような、そうなった場合にどうするかというようなことがあろうかと思うんですが、もうそれも設置するときに条例で積立金が必要ですというのを定めた条例ができていっているわけなんですけれども、そういったことについ

て、町長どのようにお感じになりますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういったものの処理については、国のほうでやるということでさっき申し上げました。

町が関係ありませんというのは、処理する方法とかそういったものについては、国とかそういったところで決めるんだという思いでお話ししたところでございますが、今のお話ですと、民間といいますか、大規模ではなくてそういった場合のケースということであります。

ちょっとすみません。勉強不足で申し訳なかった、今聞いた中で最初に積立てをしたということは、言ってみれば家主さんといいますか、つけた人が積立てをするというような条例ということなんですか。そういったことも、すみません、勉強不足で申し訳なかったんですけども。

処理について、廃棄物としてただ単に処理していいものかということについても、私はそうではないと思っていたものですから、ですから国の制度にのっとった形でそういったものも処理するものだというふうに勝手に思い込んでおったところがございますので、そういったことがあるとすればそれについてもいろいろ他町村の条例とかそういったもの、あるいは廃棄の仕方、そういったものについても研究してみたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

ぜひ研究のほう、お願いをしたいと思います。全国で太陽光パネルの総数が出た資料もあるんです。それが日本で本当に処理できるのかというような心配も何か出てくるような記事もございました。

そのような中で今も町が代執行しなければならないような、放置空き家とかそういったような心配もあるわけなんですけれども、今度は農地とかそういったところに設

置されたパネルがそのまま朽ちていくと。そして、中には鉛とかカドミウムがいっぱい入っていて、放置しておくだけで流れ出すと、そういったような危険性が指摘をされて、それを未然に防止するためにはということ、もう今から取り組まなければというのが、先進自治体かと思います。

ですので、我が町も必ずやって来る問題ですので、これは一回ぜひとも真剣に考えていただきたいと思うんですが、町長、もう1回答弁をお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
その処理の方法につきまして、先ほども言いましたとおり、決まりの中できちっとやるべきものと、議員さんがおっしゃる、そうでなくて処理できるものがあるということでございますので、それにつきましては研究してまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)
それでは、太陽光パネルについての質問を終えて、2件目に入ります。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺議員。ここで暫時休憩します。
暫時休憩します。再開は午前11時15分とします。

午前11時07分 休 憩

午前11時14分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

それでは、2件目について質問をいたします。

豊かさの実感できる大和町の中心街づくりを。

大和町は不交付団体として経済的に恵まれた状況にあります。しかしながら、町民は町の豊かさを実感できていないのではないのでしょうか。やはり、大和町のシンボリック中心である商店街の大いなる活性化が望まれると思います。図書館建設はいまだその構想も明らかでなく、吉岡宿本陣案内所も今ひとつ工夫を要するとの意見を聞くことがあります。

大型バスなどで訪れる観光客や、いずれ建設する図書館利用者や商店街への買い物客が利用できるゆったりとした大型駐車場を配置し、人・物・金の集まる歴史情緒ある吉岡宿中心街づくりを期待をいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、豊かさの実感できる大和町の中心街づくりをについてお答えいたします。

本町は、平成30年度より単年度財政力指数が1.0を上回りまして、不交付団体となっております。

本町の財政力指数は、平成30年度は1.004、令和元年度は1.173、令和2年度は1.005と、1.0を僅かに上回っている状況です。令和元年度は1.173と大きくなっておりますが、法人町民税の大幅な減収によりまして、減収補てん債を10億円借り入れて歳入不足を補っております。本年度から元利償還が始まっておりますが、財政力指数は地方交付税法の規定により算定された理論上の数値でありまして、実際の収支とは異なるものでございます。

さらに不交付団体の場合、国庫補助金や交付金等が減額される事例もございます。最近では、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第一次配分の際には、財政力が考慮されました結果、県内の人口規模が同程度の自治体に措置される額の半分に満たない額が交付されるなど、財政力指数1.0を僅かに上回った自治体におきましては、交付団体より厳しい財政運営が求められております。

そのような中ではありますが、本町の中心地区であります吉岡地区既成商店街の活性化に向けた方策の検討は、より重要であると認識しており、本年度におきましては

図書館機能を備えた多目的施設の整備に向け、住民や商店街の方々、児童・生徒のニーズを調査し、ワークショップも開催するなど、人と人が集える場（核）としてはもちろん、既存施設との回遊性も考慮したにぎわいのあるまち、商店街の活性化の拠点となるべき施設として、幅広い方々の利用を想定し、町民が望んでいる施設となるよう調査・検討を行い、施設整備の具体的事業内容や整備手法等をまとめ、基本構想・計画につなげてまいる考えでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

答弁いただきまして、不交付団体だけれども実はこうなんだという泣きが入っているように、私感じました。

最初的时候、同僚の佐々木久夫議員がナンバー1だというようなお話でおめでとうございますというふうにあったんですけども、ちょっと町長寂しいご答弁になっていないかなと、私思うんです。泣きを言わないで元気なまちづくりをお願いをしたいところでございます。

されとてお気持ちは重々に伝わってまいるんですけども、やっぱり空元気でもいから元気よくやってほしいなというふうに思います。ないものがないと進まないのは、それは当たり前でございますけれども。

吉岡宿本陣案内所の不備というか、そういったものについては、町長、どのように把握をされていらっしゃいますか。

足りないなという声をどのように理解されているのか、お伺いをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

本陣案内所につきましては、今、物産協会のほうで一生懸命対応といたしますか、運営をしてもらっているというふうに思っております。

いろんなご意見があるんだというふうに思っております。これまで「利息でござ

る」を中心にスタートしたところをごさいます、「利息でござる」からもう数年経過しておるところでございます。展示等、あるいは案内等につきましても、ボランティアといいますか、多くの方々のご協力をいただいで進めておるところでございますので、その運営につきましても非常に感謝をしておるところでございます。

そういったものの中で、求める方は次をといいますか、さらなるとどうしてもそういった思いはお持ちになるであろうということもございます。それにつきましては、町でというか、主体はお願いしてあるところでございますので、町で協力できる分はさらに協力をしながら皆さんが望まれる方向と一緒にやっていかなければいけないというふうに思っております。

議長（高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

やっぱり訪れてリピーターをつくと、観光客については、そういったところからするとバスでおいでになったお客様、観光客の方が真っ先にトイレに行かれる。本陣案内所のトイレが1か所しかなくて、しかも男女共用。そうすると、来られた女性陣の方が何なのよこことなってしまう。これじゃあやっぱりせっかくおいでいただいで、悪い印象しか持たない。大和町に入って第一声は何なのよから始まるのでは、これは非常に私はまずいんじゃないかと思うんです。そのようなお声を聞いて、いやそれはまずいなって私も思いました。

こういったのは、やっぱり早期に改善をしなければならない問題ではないかなと。それらをずっと夢を膨らませていってのことなんですけれども、大和町の総合計画あるいはにぎわい構想とかそういったいろんなので審議会が幾つかあろうかと思ひます。都市計画審議会ですとか、にぎわい創出プロジェクトとか、そういったものの答申というか、計画、これはいつできあがって町民に、何て言うか、解放じゃなくて広報されるのか。公開されるのか、お尋ねをしたいと思うんです。

とひひますのは、町長の夢である図書館、非常にいいと思うんですけれども、一体いつ頃どこにというのは、ずっと待たされていて初日から昨日、今日、私とこれでもうしつこくなるんで、この問題でねちねちと町長に質問するのはもうやめたいと思ひているんですけれども、いつ頃そういった構想が示されるのか。これをお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

にぎわい創出につきましては、今計画を進めておるところでございます。

そういった中で図書館も含めてご意見をいただきながらということになりますが、基本的には今年度のスタートの中で計画を進めてまいりますので、できるだけ早く年度、今年になるか来年になるか、できるだけ早く進めたいということで、今準備を進めておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今年の終わりか、来年の早々ということで時期を示していただきました。楽しみに待ちたいと思います。

今のうちに当然言えないこと、言えること、言えないことあろうと思いますので、ねちねちとは質問をいたしませんけれども、一つだけ町長、考え方として構想の中で全てがトップダウンあるいはボトムアップということではなくて、審議会なら審議会の中でこういう方向でひとつ考えてくれよとかいう、小さなトップダウンというんですか。そういったものは、町長はお示しになっているのかどうか、そこだけちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

全てを積上げて、町長座ってでき上がるまで待っているのか、あるいは自分の構想なり意思を審議会なら審議会、そういった中にぶつけてこういうなので検討してくれとか、そういうような町長の意思を入れているのかどうか、そこだけお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には皆さんのご意見をいただきながらということになりますが、当然私の思いといいますか、そのことはお伝えをしなければいけない。それが取り入れられることはまた別としまして、私の考え、思いということは、お話をさせていただいた中で、そのことについてもご協議をいただくといいますか、そういった形にはしてもらいたいというふうに思います。

議長（高平聡雄君）

渡辺良雄君。

10番（渡辺良雄君）

仙台に遊びに行くとき、あるいは用があって出かけるとき、あるいは出かけようと思うとき、どこをイメージして、私は私なりにあるんですね。ほかの方も仙台に行くとき、どこをイメージされて行くとか、あるいはどこに行きたいとかってやっぱりあるのかと思うんです。仙台に遊びに行くというとき。

大和町に遊びに行くといったときに、行こうぜと例えば家内に言ったときに、シャッターばかりで行きたくないとあって言われちゃうんですよね。それがさっきの言った豊かさを感じないっていう部分がしゃったに目が向いちゃう、そういう部分もあるのかと思うんです。

そういったやっぱり私的にはコアになる、大和町といったらあそこっていうイメージです。そういったものがないと、なかなか人ともとの金は寄ってこないんじゃないかと。私なりには一つ駐車場造ってもらって、噴水でも造ってもらって、そこでアイスクリームとかジュースとか飲めるような噴水を見ながら、そういったようなところがあればいいなんて個人的には思いますけれども、そういった当然プロジェクト審議会の方々いろいろアイデアを出されているので、期待をして来年早々待ちたいと思いますので、どうか町長さらにけつをたたいていただいて、立派な計画をつくり上げて、お示しをしていただきたいと思います。

以上で、答弁は結構でございます。

以上で一般質問を終わります。

議長（高平聡雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

11番千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

通告に従いまして一般質問開始いたします。

1 件目、町の資源（財産）の有効活用について。

大和町には、ほかにない資産（財産）があり、有効に活用できる余地を残しています。以下に、町長の考えを伺います。

1、にぎわい創出事業は、町長の選挙公約である図書館機能を持つ多目的施設の建設であるが、いまだ青写真がない。持論ではありますが、町の財産である武道館を図書館のホール及び閲覧室とし、正面玄関前をテラス席とする。これにより、武道館の整備も可能になる。

2、伊達いわなは、町内の宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場で開発された。平成29年3月22日、まほろばホールの大会議室において、8事業者が参加し、試食会が開催されました。また、南川ダムには直売所もオープンされました。しかしながら、結果は出ておりません。活性化のために再度、湖畔公園内で伊達いわなの創作料理のコンテストを開催し、再度PRすべきでは。

3、大和町マスター検定を実施し、町の資産（財産）の伝承者を育成すべきでは。七ツ森には、115科691種の野草が生息しているが、説明できる方が少ない。また、歴史、文化等の説明者も少なく、高齢化がされております。早急に伝承者を育成するためにも、大和町マスター検定を実施すべきでは。以前、提案した経緯があるが、各種団体に委ねるという回答でしたが、町長としての役割を果たすべきではありませんか。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、千坂議員の町の資源（財産）の有効活用についてのご質問でございます。

1 要旨目のにぎわい創出事業につきましては、今年度より住民や商店街の方々のほか、児童・生徒のニーズを調査し、ワークショップも開催することとしております。現在実施に向けた作業を進めておるところでございます。

ご質問の武道館をにぎわい創出事業で整備予定の図書館機能を持つ多目的施設の「ホール及び閲覧室として、正面玄関前をテラス席」として整備し活用を、とのご提案につきましては、にぎわいのある商店街の活動化の拠点となるべき施設として、幅

広い方々の利用を想定し、町民が望んでいる施設となるよう事業を実施することとしておりますので、まずは調査の実施と結果等の分析を行い、ワークショップや事業検討委員会等の開催によりまして、施設整備の方向性を検討してまいりたいと、このように考えております。

2 要旨目でございますが、町の資源（財産）であります伊達いわなの有効活用でございますが、平成28年度から事業展開を行っておりまして、南川ダム湖畔の花野果ひろば西側の伊達いわな加工場を兼ねた直売所及びPRグッズ、看板等の整備を行っているところでございます。

ご質問のとおり平成29年3月22日にまほろばホールを会場として、町内飲食店8事業者の創作料理による伊達いわな試食会を実施しPRを行い、平成29年度からは町内飲食店での取扱いが開始されたところであります。

現在、町といたしましては、出荷業者に対しまして町内出荷補助及び伊達いわなの日の支援事業を実施し、町内飲食店が安価に伊達いわなを仕入れることにより、町民の消費拡大と町外観光客誘致に努めているところでございます。

特に、伊達いわなの日支援事業につきましては、昨年度は5店舗にご協力をいただき実施しているところでございますが、本年度は商工会と連携しながら協賛店を拡大し、伊達いわなのPRに努める計画としております。

ご質問のありました伊達いわなの創作料理コンテストの再度の開催につきましては、現在はコロナ感染症対策の観点から困難ではありますが、町の一大観光拠点である南川ダム周辺への集客の観点からも今後検討をしてみたいと、このように考えております。

次に、3 要旨目のマスター検定の実施に関する質問にお答えします。

マスター検定に関しましては、平成26年3月議会の議員の質問に「地域づくりの団体が町の歴史、文化、人物等について掘り起こし、地域の魅力発見につながっており、地域の魅力発見につきましては、まちづくり活動団体に委ねてまいりたい」と、このようにお答えいたしております。

マスター検定などのご当地検定では、自分の住む町に関する問題を通して、生まれ育ったふるさとの魅力を再発見することや今まで知らなかった知識を知ることなどの効果が考えられ、町民の方々が自分の住む町を愛し、愛着を持って大和町で住み続けていくことが大切であり、そのために自分の町のことをよく知り、理解することは必要であると考えております。

町の教育委員会では、小学校3年生より社会科副読本「わたしたちの大和町」を活

用し、「町の様子」「町の産業」「町の歴史」について学び、総合学習の授業の中でもふるさと大和町の理解を深める取組を行っているところでございます。

また、庁舎1階の総合案内窓口や杜の丘出張所窓口等では、「七ツ森登山&散策マップ」など数種類の町内観光案内パンフレットを配架しており、町民の方々をはじめ、本町にお越しいただいた方々への名所や散策路等の紹介も行っております。

ご質問の本町の歴史・文化に関します説明者を育成いたしますためのマスター検定となりますと、説明者の養成が主目的となっておりまいますことから、説明者の継承等につきましては、既存の地域づくり団体の活動等を通じ行っていただければと、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

答弁に従いまして再質問を開始いたします。

先ほど渡辺議員が、またにぎわい創出事業かと言われてやりづらくなったんですけども、通告書が私のほうが先だったので、ご了承してください。

まず、町長の公約でありましたにぎわい創出事業ですが、選挙終わってからもう1年8か月たとうとしている中で、ちょっと青写真といったらいいのかどうか分かりませんが、そういったものが出てこない。私自身考える中では、選挙のときに6割とか7割ぐらいの形をもってやっていただいて、その中で議論すべきではないかという考えもありました。

そういった中で今日は町長と議論する中で、やはり対案を出さないと議論になりづらいという観点から武道館ということを提案させていただきましたが、いろんな事情でこれから調査して検討委員会、そういったものが開催されてその方向性を検討するというので、ここであまり議論できない事情分かりましたが、やはり何度も申して申し訳ないんですけども、やはり町長としての枠組みはつくっていただきたかった。町長と議論する中でところどころに私の頭の中にはありますがと言われちゃうと、このことに限らず、という場合があります。そうすると我々そういったものを理解するにもなかなかできない。改善するべきところも提案できない。そういった中では早く提案していただきたいということでした。

そういったことで、1 要旨目は議論を深める余地がないので、2 要旨目から入らせていただきます。

まず、直売所でございますけれども、あその直売所、日曜だけの営業という認識でいましたけれども、土曜・祭日にできない理由っていうのは何か伺っておるでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
直売所につきましては、委託といたしますか、生産者の方をお願いしてるところでございますが、内容につきましては、農林課長のほうからお答えします。

議 長 （高平聡雄君）
農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

ただいまの千坂議員さんの質問でございますけれども、今現在は日曜日だけということでございますけれども、理由につきましては、実際養魚場を経営されている方が大変忙しいということで、一日の労働時間も相当夜中まで仕事をやっているという形でございます、ちょっと土曜日までとなりますとどうしても肉体的にも大変だということで、今現在は日曜日だけお願いしているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

ただいま遠藤課長の答弁で理解はいたしました、やはり土曜・祝日、その人のいろんな都合があるかと思っておりますけれども、土曜・日曜連休の方は土曜日でかけて日曜日休むというパターンの方も多いい中で、それで多くの集客ができてるところにやっぱりシャッターが閉まっているのもどうかと思われましたので、ちょっと聞いてみた

ころです。

そういった中で、伊達いわなですけれども、私も刺身、チャーハンに入ったもの、ムニエル、カルパッチョ食べましたけれども、それぞれすごくおいしくいただきましたけれども、町長の行政報告の中に伊達いわな、都内ではすごく人気あってという話あったかと思うんですけれども、その都内で人気あって町内でもうちよつとのところだという違いは、町長なりには何かということの原因を追究はされていますか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

専門的などといいますか、原因追及といいますか、調査というものをしている状況ではございません。ただ、東京のほうでよくてといいますか、人気があつてこちらでということではありますが、結構高級感がございます。そういったことで、そういったお店、高級な店でと言ったらおかしいんですけれども、そういったところの需要が大きというふうになっております。

値段的には結構マグロと近いというようなお話も聞いておりますので、一品出すについてかなりのお値段がするのではないかとということが一つ。

それで、町のほうでは地元の方に対しては補助をしながらということですが、やっぱりああいう料理はいろんな料理に合うんだと思いますけれども、やっぱりお刺身とかお寿司とかやっぱりそういったものに適しているのかなと。私個人の思いでございます。

そうした場合にはなかなかそういったお店が、今協力もらっているところではやっていただいているんですが、大和町に比較的少ないといいますか、そういったこともあるのではないかと。これはあくまでも私の私見ですので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

理解させていただきました。この伊達いわなに関しては、今年度商工会と連携しながら協賛店等の拡大のためのPRをどのようにするかという計画もなされるみたいな

ので、そちらのほうに期待します。

今回はすごく内容盛りだくさんにしてしまったので、ちょっと先を急がせていただきますけれども、次にマスター検定のことに触れますが、教育委員会で小学校3年生の副読本に町の様子、産業、歴史、そういったものを学ぶ場があるという話ですが、もちろんそういった小さいときからの学びも必要ですけれども、我々世代または40代、50代の人たち、そういった人たちにも興味を持っていただく。またはやはりこれも今議会にいろんな話で出て来ているんですけれども、宮城大学生の方にも学んでいただく。そういったもので、こういったマスター検定、それは1級、2級、3級になるかどうか分かりませんが、それぞれの検定用の参考書みたいなものをつくることによってますます大和町というのをPRできる余地があるんじゃないかと思います。

そういった中で、私も最近七ツ森を歩く機会増えました。そういった中で、一緒に行っていただく方のガイドを聞くことによって、あっという間にその時間を費やすことができます。ツアーも組んでいただいている方もいるみたいですが、やはりただここが何々山でこういったものだという歩き方もあるかもしれませんが、ガイドさんによってその楽しみ方が大分変わってくる。これは紛れもない事実かと思いますが、そういった方をやはりその人たちの努力だけじゃなくて、町も支援していく。または手法を考えていく必要があるかと思うんですけれども、町長はどう思われますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

何て言いますか、散策をするに当たってそういった方々に案内をいただきながら散策をするということは、個人で歩くのとまた違った面白みとか楽しさとか、そういったものが出てくるんだというふうに思っています。

今、主にそういった方々のボランティアといいますか、そういった形での案内とかそういったものをしてもらっているというふうに思っておりまして、大変感謝しているところでございます。

そういった方々がどんどん増えてくるということについては、非常にいいことだというふうに思います。これをマスター検定という形でやるのかどうかという問題といいますか、取組になると思いますけれども、そういった形での何ていいますか、例えばそういった方々がお集まりになって、こういった研修、講習をやるとかそういった

企画とか、そういったものが例えばその場合に町がお手伝いするとかということ、そういったものがいろいろ考えられるんだろうなと思っています。それが直接マスター検定というものにつながるかどうかというものについては、またいろいろ考えるところがあると思いますが、そういったボランティアの方々等々が研修といいますか、勉強するとか、そういったものについて町が会場の提供とかいろんな形でお手伝いするとか、そういったことについては大切なことではないかというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

もちろんマスター検定という形にこだわるわけではなくて、町ですと七ツ森を歩くときのそういったガイドさんどのように育成できたり、または後継というんですか、そういった方を生み出していくかというものであれば、ゴールがそこであれば手法は私は問いませんが、そういったことをやはり町が中心になってやっていただきたい。ここが違うのが、そういった動きがあったときサポートするんじゃなくて、町が火をつけていただきたいというのが町長と私のちょっと違いじゃないかなと思いますけれども、そういったところで町をPRするために町が手を挙げていただいて、それによって、私それにだったら協力できるというものが生まれてくるんじゃないかなと感じておりますが、町長、再度答弁お願いします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これはいろいろ町が主体とする考え方はいろいろあるというふうに思います。考えによっては町がやってしまうと、どうしても町がやってしまったんだという、町が言っているからという話になるということもあるかもしれません。ですから、私はそういった方々がやろうと言った中に、じゃあ応援しましょうという形なんですね。そういった形がいいのかなという考えを持ってお話したところでございます。それはやり方だと思いますし、そういったお声、何もゼロのところ町がやりましょうと言ってなかなかあれなんで、そういうお声、そういった方々がやりましょうよお互いに

同じレベルで話し合っ、話といますか、そういったところでスタートできれば一番スムーズなスタートになるのかなというように思もあるところでございます。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

次に進めますが、この歴史、文化の説明者の継承のことですが、既存の地域づくり団体等の活動を通じて行っていただければと考えておりますのところですけれども、この地域づくり団体ということは何を指して述べられているのか、ちょっとお聞きしたいところです。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

既存の地域づくりといますか、現在活動いただいている方々ということで、どの団体とかというものを特定にしていることではなくて、そういったいろいろなボランティアとかそういったような活動をおられる方がおいでですので、そういった方々をイメージしてと言ったら失礼でしたが、そういったことでここに表現したところです。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)
理解しました。

議 長 (高平聡雄君)
ここで暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 1 1 時 5 3 分 休 憩

午後 0 時 5 9 分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

2 件目の一般質問を開始いたします。

町の職員対応について。

1、社会の在り方が変化している中で、職員が抱える健康面の問題は肉体的なものばかりではありません。職場での人間関係のストレスから生じる精神的な問題など、そのケースはまさに多様化しています。産業医は事業所において労働者の健康管理等を担っており、そのために専門的な立場から指導・助言を行います。ほかにも産業医は、職員と役場との中立的な視点から状況を把握し、休職や復職に関して意見します。令和元年度、令和2年度の産業医の指導・助言の件数と解消件数は。

2、大和町職員の方々が通勤に利用する車を役場内に駐車して、駐車料金が月800円徴収されているが、徴収すべきではないと考えておりますが、徴収の意義は。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、町の職員対応についてのご質問、1 要旨目の産業医の指導・助言の件数についてお答えいたします。

産業医の面談につきましては、従前、年1回健康診断で一定の結果以上であった者を対象とした面談のほか、不定期で面談日を設定しておりましたが、令和2年度からは職員が相談できる機会を柔軟に選択できるよう月に1回の定期的な開催としております。

面談日を多くしたこともあり、産業医面談の件数は、令和元年度には6日開催し延べ29件、令和2年度では13回の開催で延べ49件となっております。

面談を受ける理由もその職員の個々の事情により様々ではございますが、自発的に相談を希望する者のほか、健康診断での検査結果が好ましくない者、ストレスチェックにおいて高ストレスと判断された者、そして病気休暇等から復職した際にも面談を

勸奨しております。

その産業医面談での相談内容のうち、職場環境の改善、人事管理上の配慮を要する事項については、必要に応じて産業医からの助言をいただく場合もありますが、個人のプライバシーに関わる相談も多く、それらの相談内容につきましては、個人情報でもあり、また、人事上の機密事項でもあることから、慎重に取り扱わなければならないものであります。

また、産業医面談の目的が治療ではなく相談ということであり、解消されたかどうかというものは一概には判断できかねますが、産業医からの助言をもとに、今後も引き続き職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

次に、職員への駐車料金の徴収をすべきではないとのご質問ですが、本町では平成14年4月から職員に駐車料金を負担してもらっています。

旧庁舎で執務を行っていたこの時期は、個人の土地を借上げ、職員の駐車場を確保しておりました。その土地の賃借料を駐車可能台数で割り戻し、その2分の1を職員の駐車料金としておりました。

そして、平成22年5月、現在の庁舎に移転した際には、職員駐車場も敷地内に確保できましたが、土地購入費及び駐車場整備費として建設費に付加されていることを考慮し、費用負担を継続したところでございます。

料金の算出方法は、行政財産の目的外使用の例をもとに、土地の価格と占有面積から料金を求め、従前と同様に2分の1を職員に負担してもらっているものであります。

近隣の市町村でも職員から料金徴収しているところと徴収していないところがございますが、適切な受益者負担からも徴収を継続していく必要があると考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

答弁に従いまして再質問を開始します。

まず、1要旨目の産業医の件でございますが、令和元年は6日間開催で延べ29件、令和2年度では13回開催して延べ49件になっておりますが、延べで20件ほど多くなっております。もちろん開催も多くなったということでございますが、それではこの20件増えた中で、令和3年度はどのようにしていかなくちゃいけないと、町長はお考え

でしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
令和3年度はどのようにというご質問ですが、面談の回数とかそういう意味でしょうか。

令和3年度も同様のといいますか、やり方で進めてきておるところでございます。

お話しましたとおり、相談することにつきましては、その人それぞれの事情もありますし、その状態もいろいろありますので、できるだけそういった機会はもってもらえるような機会を増やすということ。そして、アドバイスをもらって何ていいですか、次の医療といいますか、そういったものが必要とかそういったことについてのアドバイスをもらって職員が健康管理の大きな一歩になるようにということでございますので、こういったことを大いに利用できるような体制にしていきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

産業医のほうから職場環境の改善とか人事管理上の配慮が必要となった場合、何だろうな、こういう言い方していけないのかもしれないけれども、あくまでも助言だから助言にとどめて100%町のほうでは産業医の言うとおりにできるとも限らないと思うんですけれども、そのところは町長、どういうふうに今対応されていますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
産業医の方々の面談によりまして、助言といいますか、そういうことでございますので、これは大いに参考にはさせていただくところでございます。

その助言のとおり、そのままどうのこうのということについては、その都度いろいろ

ろ判断をするわけでございますけれども、大いに参考にはさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

そういった中で、休職されたほうがいいという産業医さんの判断で休職された場合、この休職されている職員の休職期間中の何か町で制限を設けているようなことってありますか。

例えば精神的にちょっと弱っている方、気晴らしに外に出ることも必要かと私は考えておりますけれども、そういったことまで禁止しているようなことというのはあるかどうかの質問です。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

休職に当たりましては、当然体調不良とかそういったことがあるわけでございますので、そういったことを十分、何て言うんですか、もちろんそういった対応でやるということ。あと、休職ということでございますので、住民の方々からのそういった誤解をされるようなことがないような生活態度といたしますか、そういったことは伝えていきます。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

なかなかこの辺が難しいところかと思いますが、ちょっと言いづらいんですけども、私も民間の企業に在籍していた頃、全国各地の転勤族だったんですが、どうしても日照時間とかそういう関係でそういった鬱とかなる可能性があるらしいんですが、また、その時の上司とも折り合いが悪くてちょっと病院に相談したら、休み取られた

ほうがいいということで、取って田舎というか、実家のほうに帰って来て羽を伸ばして楽になって復帰した経験がございます。

やはり町民の目線というのものもあるかもしれませんが、やっぱりなった人間じゃないと分からないし、そういったものはもうちょっと柔軟に考慮すべきかと考えておりますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

もうちょっとというあれですが、申し上げたとおり、休職をされているわけでございますので、これは体調管理が必要だということでございますので、その体調をよくするために休んでいるということが一つでございます。

それから、いろんな病気があるかと思えますけれども、やっぱり住民の方といいますか、誤解をされるようなことについては、妙な誤解をいただく形になってしまうとやっぱりそれは休職しているという部分において、休職をしながらも職員でありますから、そういった部分については治療するべきだというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

なかなか難しい問題ですけれども、やはりストレスまたはそういった精神的な面で少しダメージがある方には、やはり解放した気分とかそういったものを味わう機会も必要じゃないかと思うので、さらにいい施策があるかと思うので、その辺のところは今後検討していただきたいなというところでございます。もちろん町民の方々の理解も必要かと思えますけれども。

そういった中で、そういった方を含めてこういった職場環境づくりを今後とも取り組んでいくという答弁でしたけれども、今、取り組んでいてもなおそういった方が多く出るということがある。まだ足りないというところでしょうか、こういったものが足りないのかなというところで、町長はどのように感じておるところですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今、何ていいいますか、世の中いろいろ変わって来て時代も動いているところでございます。

我々の年代とか、それとイコールだとは思っておりません。やっぱり時代が変わってきておりますので、その時代、時代に沿ったといいいますか、対応というのが必要だというふうに思います。

今、例えば大阪なおみさんが、ああいう世界チャンピオンになりながら気分が落ち込む時代があつてということも話題になっております。

そういったことを考えて、あと有名な女優さんたちがそうだったとか、いろんな環境の変化の中でストレスといいいますか、その人、人でも受け方も違ってくるといふうに思うんですが、そういった環境が変わってきているんだろうなということがあります。

ですから、これがベストだというのは、なかなか難しいところあるところでございますが、やっぱり基本的には職場ですので、気持ちよく仕事ができる、話合いができる、そういったものが基本だというふうに思っておりますので、そういった環境、基本的な環境といいいますか、そういったものをつくり方が大切だというふうに思っております。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

先を急がせていただきます。

2 要旨目でございますけれども、職員さんの駐車場で月800円徴収しているという件ですけれども、平成14年から始めたみたいですが、平成14年の4月以前はされていなかったという理解でよろしいですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その前はなかったというふうに聞いております。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

その中で、現在受益者負担ということで職員さんから月800円、正確には半期に分けて4,600円を2回徴収していると聞いておりますが、やはりこういったもの9,600円でございますけれども、かなり大きい負担かなと私は感じております。

その中で、徴収されているところとないところがあるらしいんですが、県内で徴収しているところは何件ございますか。可能であれば自治体名もお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

すみません。全部ではないんですが、調べた宮黒管内といたしますか、徴収しているところは富谷市さん、ちょっとすみません。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

午後1時17分 休 憩

午後1時17分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

町 長 (浅野 元君)

失礼しました。

徴収しているところが、松島、利府さんが徴収しているということでございます。
あと、宮黒管内ではあとは徴収していないと。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

職員さんの中では、車でなくて自転車で来られている人もいますけれども、駐輪場も建設するのにお金かかっていると思いますけれども、徴収されていますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
駐輪場はしておりません。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

やはり受益者負担という意味合いのものではないと、私は感じております。例えば総合体育館を利用して使用料を払う、こういったものが受益者負担。町の職員の方が仕事をするために来て、自分の所有するような土地に車を止めて、ほかに駐車場を借りていないならば受益者負担という認識では、ちょっと職員さんは士気が高まらないんじゃないかなと思います。

もう少し言うならば、この建物建設するときにもお金かかっているので、町はテナント料を払うんじゃないかという話もしてしまいますが、やっぱりそういったことで富谷市さんということ、町長、徴収している中に言われたことで間違えたことになったんですけれども、やはりもう富谷市も割と最近やめたかと聞いておりますけれども、やめるべきだと思います。その辺のところは気持ちよく職員さんに仕事をってもらうためにも必要かと思っています。いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

考え方だというふうに思います。

町としましては、先ほど申しました平成14年ですか、新しい土地を借りて、そしてやった経緯があって、そのとき職員の方とお話をしをして、頂くように決めておるところでございます。

そして、今回も土地を購入するに当たっては購入したわけでございますけれども、そういったことがありましたので、一定の負担をとということで考えて今やっているところでございます。

よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

建設からもう10年以上がたって、職員の構成も変わっていますので、もう一度話合いしていただきたいと思っておりますので、答弁は要りませんので、次の質問に移ります。

3件目、児童・生徒のタブレット端末について。

G I G Aスクール構想が、新型コロナ感染拡大により、当初令和5年度の計画を2年度に前倒し実施することになった。以下に、教育長にお伺いいたします。

- 1、G I G Aスクールの目的とする、主体的・対話的学習に向けた現在の取組は。
- 2、新型コロナ感染拡大時のオンライン授業の実施に向けた現在の取組はです。

議 長 (高平聡雄君)
答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それでは、児童・生徒のタブレット端末についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、文部科学省が掲げる「G I G Aスクール構想」は、「1人1台端末と、高

速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を要する子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」、そして「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」を主旨として進められております。

この事業は、令和5年度に達成するとされていた「1人1台端末」の整備計画が、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時の学びの保障を目的とし、令和2年度に前倒しで実施されたものです。

1 要旨目の「GIGAスクールの目的とする、主体的・対話的学習に向けた現在の取組」についてですが、令和2年度に児童生徒及び教職員のタブレット端末の導入と校内無線LANによる情報通信ネットワーク環境及び端末の電源キャビネット整備を行い、本年度5月には個人アカウントの設定が完了しております。

今後は、「GIGAスクール構想」で掲げる、学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が大切となります。これまで、構築されたICT環境を生かし、各学校においては、一人一人の主体性と学習状況に応じた個別学習や、一人一人の考えを互いに共有し、意見交換を行い、自分の考えを深める学習実践が求められます。これまでの教育実践とICTの活用が同時に行われることによる学習指導の改善が必要となることから、日々の実践に加え、各学校ではICTを活用しての効果的指導について、実践例の蓄積と校内研究、各学校間の実践交換を行い、指導力の向上に向け授業改善に努めております。

次に、2 要旨目の「新型コロナウイルス感染拡大時のオンライン授業の実施に向けた現在の取組」についてですが、大和町ではタブレット端末を使用しての学校内の授業では教育支援ソフトGoogle Workspace for Education Fundamentals、旧称がGSuite for Educationでしたが、名称が変わりました。を活用し、学習を進めることとしており、オンラインの授業ではこのGoogle Workspace for Education Fundamentalsのツール等で、児童・生徒と教師がオンラインでつながり、学びを継続することができるよう、現在、オンライン授業の実施に向け、児童・生徒が家庭にタブレット端末を持ち帰り、Wi-Fi接続の確認作業も行っております。

タブレット端末を効果的に活用するためには、学校において児童・生徒及び教職員が使い慣れることが前提でありますので、校内での学習ソフトを活用しての学習活動を各学校にお願いしております。

今後も引き続き各学校と連携を図りながら、効果的な活用に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番（千坂裕春君）

再質問に入る前に、議長、1 要旨目と 2 要旨目、横断的に進めさせていただきますけれども。（「どうぞ」の声あり）

コロナ感染拡大のために令和 5 年度だったものが令和 2 年度になって、大変な思いだったと思います。また、町内ではオンライン授業、緊急事態宣言になったときにできないということで、そういったオンライン授業も開始しなくちゃいけないというところで、並行的に進捗させていかななくちゃいけなかったんですけれども、こういったスキルのあるマンパワーというか、そういったものをどのような工夫でやりくりされましたか。

議長（高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教育長（上野忠弘君）

今、議員さんおっしゃったとおり、令和 5 年までの目標でロードマップがあったわけです。それが令和 2 年度に前倒しということで、文科省の考えですと、従来これまでの日本型教育掛ける ICT の技術の導入イコール主体的・対話的で深い学びという、そういう公式でもって文科省から指示が下りてきたわけです。

ただ、現場においては、従来型の日本の教育については十分行っていたと。それに加えて、主体的・対話的で深い学びについても実際に新学習指導要領を基に始めておりました。そこに今度は、タブレットを導入し加速させなさいというふうなことがありましたから、例えば議員さんおっしゃるとおり、学校現場においては、大分大変な状況にあったことは間違いありません。

ただ、各学校には ICT 分野にたけた方々もおりまして、昨年度から徐々に徐々に準備を進めていた学校が多くありました。ただ、5 月のタブレット配布ということがありましたものですから、そういうふうな部分では多少のやはり学校自体が用意ドン

で100%できる状況ではないんです。やはり徐々に徐々にという、子供たちのスキル、教員のスキルがありますから、答弁書でも述べたとおり各学校の実践をお互いに交流しながらよりよい活動を行うように現在取り組んでおります。

議 長 （高平聡雄君）
千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

私がこのGIGAスクールとコロナ時のオンライン授業、2要旨を聞いたのには訳がありまして、どうしてもこの2つ、やらなくちゃいけないということにはなっておりますが、二兎追って一兎も得ずということわざがあるように、そうならないためです。

残念ながら、昨日も町内の児童が感染し、休校6日までとなっておりますけれども、まだオンライン授業にはなっていないと思いますが、やはりこのオンライン授業を先行させるべきと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいま議員さんのほうから、二兎追って一兎も得ずという言葉ありましたけれども、まさにその言葉、大事な表現だろうなと思います。

2つのことを同時にやっているというふうには見えると思うんですが、学校内ではそれを1つのこととして現在進めております。

残念ながら、本当に昨日です。感染の情報が流れましたけれども、前回小野小学校でそういうような状況があったときに、やはりオンラインの形での授業が功を奏したという実践例が報告ありました。

あとは、最近の学校の中でもタブレットを使ってのICTタイムというものがあるんです、学校では。授業以外にICTの習熟化を図るような授業も行っております。そういう形で先進事例の学校の事例を、各学校で共有しながらある程度着実に充実した指導ができるように進めてまいりたいと考えております。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

教育長の答弁にありましたように、各学校の教職員の方のスキルのある方にお任せしている状況だということですが、やはり表現よくないんですけれども、学校間の格差というのは、やはり見えてきておりますので、町外のスキルのある方にお手伝いいただく必要もあるのではないかと思いますけれども、最後にそのことを教育長にお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

やはり I C T の場合には、新しい技術もどんどん入ってまいります。

そういう意味で町内の教職員だけの力では難しい部分があります。それを補うために、ソフト会社のほうから社員をお願いして、各学校において研修会をもったり、県の総合教育センターとか義務教育課のほうからの手当をお願いしまして、外部の人材でスキルアップを図っていくような計画もありますので、今後充実した指示を行いたいというふうに考えます。

議 長 (高平聡雄君)
千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

これで、私の一般質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)

以上で千坂裕春君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

再開は午後 1 時 45 分とします。

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

6月議会、最後の質問になります。お疲れのところ、よろしく願いいたします。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、生理の貧困についてでございます。

世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。

生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず先進国においても問題になっています。

この生理の貧困の解消のために、イギリスでは2020年から全国の小・中・高校で生理用品が無償で提供されていると報道がありました。フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあります。

日本でも無関係ではなく、任意団体である「#みんなの生理」が行ったオンラインアンケート調査によりますと、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用している等との結果が出ています。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあります。さらに労働基準法に定められた生理休暇制度については、周知が進んでおらず日常生活に支障を来す生理中の症状のつらさがあっても職場や学校に理解されず、つらい思いを抱えている現状があります。

女性の貧困問題の実態調査と必要な対策を行い、困難を抱える女性に寄り添った支援を拡充するために、以下の点にお伺いいたします。

1、防災備蓄品の生理用品を増やし、更新時には必要な方へ無償提供し、さらに経済的理由により購入が困難な方に対しては、生理用品が届く仕組みを講じてはどうでしょうか。

2、生理用品をトイレトペーパーと同じように備品として考え、町内の小・中学校の女子トイレへ設置してはどうでしょうか。

3、関係機関・団体と連携し、女性の貧困問題の実態調査を行い、必要な対策を講

じるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えをします。

この問題につきましては、新聞報道等により承知いたしているところでございます。

初めに、生理用品の防災備蓄に関する質問についてであります。

生理の貧困は、コロナ禍で所得が減少し、生理用品が必要なときに購入できずに悩んでいる、または周囲に相談できないなど、様々な問題があることがコロナ禍で浮き彫りとなってまいりました。このことから、防災用に備蓄している生理用品の配布を始めている自治体もございます。

本町では、各防災備品倉庫に備蓄しておりますが、備蓄数につきましては、全住民が避難した場合、約3日分の分量となっております。

備蓄品を追加し、無償提供とのことでありますが、生理用品のメーカー使用推奨期限は約3年程度となっておりますこと、さらにはその提供方法、特に中学生、高校生など若い世代への対応につきましては、慎重な対応が必要でありますので、教育委員会、学校等と協議してまいりたいと考えております。

次に、2要旨目についてであります。大和町内の小・中学校において、生理用品を保健室に備え付けております。各学校は、教育活動の中で発達段階に応じ、身体の変化や生理用品の使い方を指導しており、児童・生徒が生理用品を必要になった場合には、養護教諭が対応し、心のケアや教育相談を兼ねて渡すことにしております。今後も現在の対応を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、3要旨目につきましてお答えいたします。

女性の貧困問題につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が国民生活基礎調査をもとに算出したデータによりますと、単身で暮らしている20歳から64歳の女性の3人に1人が貧困状態にあるという結果が出ており、生活が苦しい人の割合を示す「相対的貧困率」が32%であります。

男女雇用機会均等法や働き方改革など、女性が社会へ進出し地位を高める傾向にある一方で、非正規雇用で働く女性が多いことから、男女におきまして収入や給与の差が埋まらないのも事実であります。女性の収入が低いことについては、個人の要因だ

けでなく、社会的な構造による要因も関係しているものと考えられます。

これまで町の支援としましては、あんしん子育て医療費及び母子・父子家庭医療費の助成事業、児童手当、児童扶養手当の支給、子ども家庭支援員配置事業として、児童福祉並びに教育相談の支援事業や就業・自立支援センター事業の推進、福祉資金等の貸付け、生活相談、保護等を行ってきております。今後も各種支援等を行いながら町内におけます貧困等に関わる実態の把握に努めてまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん。

6番 (犬飼克子君)

昨年来、コロナ禍により生活困窮が著しくなっており、特に女性や子供たちの生活に大きな影を落としています。

今年3月には、我が党の佐々木さやか参議院議員が、女性の健康が脅かされているとの民間団体から寄せられた声を取り上げて、参議院の予算委員会で国会で初めて生理の貧困対策を迫り、女性活躍大臣が検討を約束いたしました。

その後、一億総活躍担当大臣が孤独・孤立対策に取り組むNPOなどへの財政支援として、生理用品の無料配布を補助対象として認めると発表いたしました。

宮城県内でも公明党の女性局を中心に、県内の全部の市町村でコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望を行わせていただきました。

大和町におきましても、防災必需品としての備蓄と活用、生理用品の無償提供、声を上げられない人のための配慮、女性を守るための強化、相談体制の構築等、具体的な要望を上げながらこのような女性の負担軽減に取り組んでいただくことを、4月5日に町長と教育長に要望書を提出させていただきました。

県内で最初に多賀城市が取り組み、塩釜市でも小・中学校をはじめ、生理用品の無償配布をするとともに、相談支援を実施いたしました。新聞報道でも、またテレビでの放映もありました。

大崎市、石巻市、岩沼市、大河原町、蔵王町、川崎町、加美町、美里町、利府町、七ヶ浜町、松島町など3市8町では、防災備蓄品目への生理用品の追加、増量を決定いたしました。

東松島市、女川町などでは、生活困窮者への相談窓口を強化するそうであります。

また、富谷市、名取市、亶理町、山元町などでは、教育長から校長会に通達するなど県内の自治体で次々と支援の動きが始まっております。

この回答書の中に、本町では防災備蓄倉庫に備蓄しておりますが、これは生理用品も備蓄していると受け止めていいのでしょうか。この備蓄品は全住民が避難した場合、約3日分の数量となりますとありますが、この中に生理用品も3日分の数量となっているのか。どれぐらいの数が備蓄されているのか、お聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この3日分というものにつきましては、ほかのものもありますが、生理用品につきまして3日分という考えということでございます。

全住民が避難したときに3日分、3日の基準がどうあるかといういろいろあるわけですが、それにつきましては、一定の基準的にやっているところがありまして、必要な年代といいますか、そういった方々、何歳から何歳とあるわけですが、その人が1日何回使うか、申し訳ないですが、そういった方で月何回、そして人口比から割り戻して、そして計算上なんですけれども、そういった形で大体1,920ということで3日分ちょっとぐらいの、計算上であります。そういったものを備蓄しているということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
1,920パック用意していただいていると受け止めさせていただきました。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、1,920パックとおっしゃったので、パックというのは何個か入っていることを

おっしゃるのかもしれない。1,920個。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
1,920個。大体2,000個。大体20個前後入っているんですね。そしたら、100パックぐらいと考えていいのかもしれない。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
パックというのいろいろなものがあるんだと思いますけれども、備蓄しているものにつきましては、80パックとなります。
24ヶ入りが10梱包、それで1パック。そして、80パック。24ヶが10梱包で240個になります。240個の80パックで1,920個という数です。

議 長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)
これだけの数を備蓄していただいているということで、理解いたしました。
次に、備蓄品の中学生、高校生など若い世代の対応につきましては、慎重な対応が必要でありますということで、これは必要以上に持っていくという理解でよろしいのでしょうか。どのような慎重な対応とされているのか、ちょっとこの辺をお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

生理というものに対しての何て言いますか、考え方といますか、世の中いろんな考え方があるというふうに思いますが、特に若い女性については、いろいろ何て言いますか、あまりオープンにできるというか、公に言える話題でもないと思いますので、そういった意味での何て言いますか、ケアというか心遣いというか、そういった意味合いでございませう。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

心遣いという意味で慎重な対応と書いていただいたんですね。理解しました。

塩釜市の記事が新聞に載っていましたので、塩釜市は新型コロナウイルスの影響により生理用品を経済的に買えない人のために市内の小・中学校と公共施設で1人につき1パックまで生理用ナプキンを無料配布6月10日まで行っているということで、これは防災備蓄品の入替えに伴う措置で、300パックを用意したそうであります。

半数を市内の小・中学校の保健室で必要な児童・生徒に渡して、残る半数は協働推進室と子育て世代包括支援センターにて配布するというので、この両施設には無料配布を案内するポスターとともに、受け取りの希望を示す名刺大のカードを設置して、女性職員が引渡しをしたそうであります。

このカードを渡すことによって、女性職員が対応をして配布時には名前や住所を聞くこともなく、安心して使ってもらいたいということで、こういう配慮をしたそうであります。

本町では、このことに関してはどうのように考えますか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この備蓄品の配布といますか、そういったものについては、先ほども申しましたけれども、学校と教育委員会と協議してまいりたいというふうに思っています。

何て言いますか、使用期限といますか、そういったものもございませうし、様々な何て言いますか、課題といますか、そういうのもあるんだろうというふうに

思いますので、その備蓄のものについては、全てが同じ時期ではないでございますから、そういったこともありますので、有効活用といいますか、そういった意味では学校関係とかそういったことで使っていただくという言い方がいいのかどうか分かりませんが、あると思いますので、その辺につきましては、教育委員会とか学校と
その辺協議してまいりたいというふうに思っています。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

多賀城市のテレビで報道が、マスコミ報道があったんですけども、多賀城市では子ども食堂とかあらゆる支援につながるように担当職員が手づくりでメッセージを書いて1パックに大体20個前後、個包装になって生理用品入っているんですけども、その個包装の1個ずつに担当職員が手づくりでメッセージを書いて、子ども食堂とかあらゆる困った支援につながるようにメッセージを1個ずつに張り付けて、小・中学校のトイレの個室じゃなくて手を洗うところに入れ物に入れて、放映されていましたが、そういうふうに置いたそうであります。

このトイレトペーパーと同じように生理用品もトイレに置いていただいて、保健室に置いていただくってすごくありがたいことだと思うんですけども、なかなか保健室までもらいに行くっていう子供さんが多分少ないと思います。友達に借りたりとか、そういうなかなかやっぱり女性同士でも言えないデリケートな問題でありますので、ぜひこの辺もトイレに設置していただくといいのではないかと思います。

この点は教育長にお聞きしたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ご指名が教育長でしたので、教育長からお答えします。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、まずは塩釜市さんの場合とか多賀城市さんの場合、500パックを保健室、カードを準備をして渡すとか、多賀城市の場合には、トイレの手洗い所にどんなタイミングでどれくらいの数とか継続してずっとやっていくものなのか、備蓄品を置いたのか、よく情報分からないんですね。

ですから、ある自治体でやっているの、大和町でもどうぞと言われてもなかなか判断し切れない部分がありますので、少し他市町村といえますか、実施しているところの情報を得たいなというふうに考えております。

ただ、答弁書に書いたとおり、大和町のほうでも最近いろんな話題が出ておりますので、各学校に照会をかけております。やはり保健の先生方から一番出てくるのは、子供たちには小学校の4年生段階から保健指導を行っております。人間関係も養護教諭が一番できているんだと。やはり特に欲しいお子さんは話を聞いてあげて、ほかに困っていることがないかとかいろんな相談ができています。そんな人間関係ができていますので、今、町から予算で買っている保健室に備え付けてあるものを差し上げることで現時点では十分ではないかというふうな養護教諭の答えはいただいております。

そういう意味からして、これからも子供たちと先生方、特に養護教諭の人間関係を近くしまして、DV等の関係もありますから、把握を含めて子供たちの心に接しながらお渡しするという、そんな形を取っていきたいと考えております。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

今のが2要旨目だったので、3要旨目に移らせていただきます。

コロナが収束しても生理の貧困はなくなる問題だと思います。複雑な環境であったり、性教育の不足なども原因があると思います。教育現場でも今も教育長の答弁にあったように、しっかりと向き合っていていただいておりますが、さらなる教育が必要ではないかと思えます。

父子家庭で親に相談できないとか、また夫が生理について無理解なども背景にあると考えます。

教育現場や男女共同参画などで本町での生理の貧困に対して、また今回浮き彫りに

なったことなど町民や子供たちが声を上げられない、上げづらいことなど実態調査をすべきと考えます。この生理の貧困は、様々な要因があり解決が難しく、可視化されにくいということが浮き彫りになっております。

長年、性に関しての話題は、タブー視されてきました。当事者が声を上げづらく問題の複雑さがあります。教育現場で例えば助産師さんとか、今養護教諭というお話がありましたけれども、助産師さんとか産婦人科医など専門知識のある方を講師に呼んで、性教育を男女別々ではなく男女一緒にそれぞれの体についてしっかり学ぶことが必要と考えます。

学校で学び、やがては社会人になり、家庭を持ったときお互いの体の違いを学んでいるのでいたわり合うことができると考えます。

教育長にお聞きいたしますが、生理の貧困の実態調査と性教育のさらなる推進を求めますが、お考えをお聞きしたいんですけれども、直接だめですか。すみません。両方について通告したんですけれども、すみません。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この件につきましても教育長からお答えいたします。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、やはり女性だけが理解していても男性もやっぱり理解者になることが必要なんだろうというふうに思います。

現在、学校では先ほどもちょっと触れたんですけれども、小学校の4年生の保健の授業「体の発育と発達」というところで男女一緒に初経とか精通とか、そのような指導を行っております。また、花山とか修学旅行とか行く前には、必ず養護教諭が今度は女性を集めてそこで生理用品、パンツやナプキンの使い方などもしっかりと全員に教えているようです。

中学校の場合には1年生、これは「生殖にかかわる機能の成熟」ということで、生

殖器の発達とか生殖機能の発達について、男女一緒に指導しておりますので、今後そのような指導の充実を図っていききたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
男女一緒に指導していただいているということで、安心しました。
実態調査って私言いませんでしたか。すみません。
町長にお聞きしますが、男女共同参画においても実態調査と、また労働基準法に定められた生理休暇制度の周知なども行う必要があるのではないかと考えますが、この点はいかがでしょう。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
実態調査ということでございますが、現在も様々な相談とか、そういったものを窓口を設けていろんな相談に応じたり、またその対応をしたりしているところでございます。

今回、生理について随分クローズアップされたと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、今まではなかなか出てこなかった課題が出てきているところでございますので、そういった課題についても今現在やっている相談とかそういった中で、当然それに特化して別に聞くことじゃなくても、相談の中でそういったことがフランクにという言い方がおかしいかもしれませんが、できるような状況になってきているんだというふうに思っております。

そういった意味では、これまでの組織、今活動してる中で、そういった新たな課題としてのものを取り入れた相談とか、そういったものを受ける、あるいは聞く、そういったところで実態も確認が進んでいくのではないかとというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2件目の不育症についてに移らせていただきます。

不育症検査費用助成事業についてでございます。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はするものの流産・死産を繰り返す病気であります。厚生労働省は、2回連続した流産・死産もしくは生後1週間以内に死亡する早期新生児死亡によって子供が得られない場合を不育症と定義付けております。

名古屋市立大学の研究では、妊娠した女性の4割が流産を経験しており、不育症患者は国内に約140万人、毎年約3万人が発症していると推計されています。

妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症について、政府は保険が適用されていない検査の費用を助成する制度を今年度から新設いたしました。

当面の助成対象は、流産検体の染色体を調べる検査で、そのほかの保険適用外の検査についても今後、保険適用の可否を評価する先進医療として位置付けられれば、助成対象になるということであり、年間3万人と推計される不育症は、適切な検査と治療によって8割以上が出産できると言われております。

原因として胎児の染色体異常などが挙げられますが、全体の65%が原因不明とされております。このため、治療に当たっては研究段階にある保険適用外の検査を受ける人は多く、患者の経済的負担が重くのしかかっております。

そこで、以下の点について伺います。

1、経済的支援について、国の後押しと同時に町独自の上乗せをすべきと考えますが。

2、精神的サポートと相談体制の強化をすべきと考えますが。

ご所見をお伺いいたします。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、不育症検査費用助成事業についてのご質問にお答えをいたします。

議員の質問要旨にもございますが、不育症とは、妊娠はするものの流産・死産を繰り返す病気でございます。連続で流産を繰り返す反復流産、連続して3回以上流産

を繰り返す習慣流産に加え、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合を含めて不育症と定義されております。

国では、不育症で悩まれている方々の子供を産み育てたいという希望を叶えるために、関係省庁による「不育症対策に関するプロジェクトチーム」が開催され、令和2年11月30日に検討報告が取りまとめられました。

その中で、経済的支援につきましては、現在研究段階にある不育症検査について、先進医療の仕組みの中で実施するものに対して一定の補助を行うとして、保険適用を目指した検査費用助成事業を創設する方針とされました。既に保険適用されている検査について保険診療として実施することを要件とし、対象となる不育症検査を受けた場合に5万円を上限として助成を行う事業を実施するための予算が、令和3年度予算に計上されたものでございます。

1 要旨目の町独自の上乗せであります。国の助成制度を受けて、県でも今年度から助成事業を行うこととし、間もなく要綱が示される予定となっております。

不育症検査費用助成事業は、不妊治療費助成事業と合わせ、国の「子どもを産み育てやすい環境づくり」の大きな柱であり、町の総合計画にあります「安心した生活がおくられる福祉のまちづくり～子育て支援の充実」にも合致する事業でありますことから、令和2年度から開始しました「大和町特定不妊治療費助成事業」と同様に、町の上乗せを行う検討が必要だとは考えておりますが、県の補助事業詳細と動向を注視しながら今後事業の構築を進めていきたいと考えております。

次に、2 要旨目の相談体制の強化でございますが、県では「宮城県不妊・不育専門相談センター」を設置して、認定看護師等の専門相談員が不育症の検査・治療に関する相談やメンタル面の相談にも応じています。電話相談の上、面談相談も行うことも可能であります。

町の窓口である健康支援課への相談は、これまではございません。事案が生じた場合には、保健師がサポートするほか、必要に応じて医療機関などへつないでいく体制は整えられておりますが、さらに関係機関と連携を取り充実に努めてまいります。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

2件目の再質問をさせていただきます。

不育症の原因については、母親の子宮形態の異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、原因不明は65.3%となっております。

しかし、近年は研究が進み、適切な検査・治療を受ければ、8割以上の方が出産にたどり着くということでもあります。

つまり、不育症を知り、適切な検査や治療をすれば多くの命を守ることができるわけでもあります。

厚生労働省は、平成23年度不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布しているそうでございます。

そこで、不妊症と比べて不育症を知らない方がいまだに多いということが現状であります。社会の理解を深めることはとても重要であります。

そこで、本町として不育症に対する理解を深めるための広報や普及活動、情報の提供はどのように行っているのか、お聞きいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
本町の普及活動ということでございますが、担当課長のほうから説明いたします。

議 長 （高平聡雄君）
健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

犬飼議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

不育症に関わります広報活動ということでございますが、町長の答弁の中で申し上げましたが、不妊治療費の関係の助成制度を昨年、令和2年度から開始しております。そういったこともございまして、これまで不妊治療費に広報活動を集中していたといいますか、それに偏っていた部分がございます、不育治療まではなかなか周知に至ってなかったというところがございます。

今回、この国の制度もできましたので、これから町民の方々にもそういった形で周知していければというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
今もお話ありましたけれども、県の動向を注視と回答の中にもありましたが、県の動向を注視してとありましたが、国は不育症検査費用助成事業を今年度から創設したので、この機会を最大限生かして、町独自のそのさらに上乗せ支援をしてはどうかと思います。所見を伺います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
国のほうでそういうことでありまして、県のほうでも今そういった助成についていろいろやる予定になっているところでもあります。先ほど申しました。
県の補助事業が、今後要綱等が出てくるわけでございますので、そういったものを見た中で、それについて町としてさらなる上乗せはどういうふうにやればいいのか考えてまいりたいというふうに考えます。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
県の要綱を見て、ぜひ上乗せを検討していただきたいと思います。
2 要旨目に移らせていただきます。
町に不育症の相談はないということでありましたが、多分情報提供がないのか、不育症を知らないのではないかと思います。助成の対象になっていないから相談がないのかもしれないんですけれども、同僚議員がデジタル化の質問をしておりましたが、ぜひこの機会に若者はスマホとかネットで全部情報を検索します。町のホームページで情報の提供を行ってはどうかと考えます。
名取市のホームページや多賀城市では、市のホームページから県のホームページに

リンクできるようになっています。また、厚生労働省のF u i k u—L a b oにもリンクできて、検索できるようになっています。ぜひ本町でもこのようにデジタル化の波に乗りまして、しっかり活用してはいかかかと考えますが、この点いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
町のホームページからもリンクできるようになっているところがございますが、議員さんのおっしゃるこの不育症についてのリンクはまだなっていないということでございますので、そういったリンクしていつつなげるように、情報が皆さんに伝わるようなそういったものにつきましては、追加といたしますか、やっていきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

不妊治療のは県にできるので、不育症もぜひできるように進めていただきたいと思っております。

3 件目の手話言語条例制定についてお伺いたします。

手話は、明治時代から平成になるまで長い年月言語として認められず、手話の使用を制限されてきました。聾者（耳の聞こえない人）は、手話に対する理解が得られず、差別や偏見から手話を自由に使えないなど不便や不安に耐えながら暮らしてきたそうであります。

このような中、平成18年12月に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約に「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記され、手話は言語の一つとして国際的に認知されました。

また、平成23年に改正された障害者基本法において、手話は音声言語と同様に言語であることが明記されました。このため、本町においても手話が言語であることを町民が正しく理解し、手話の普及や手話を使用しやすい環境を整備するために、手話言

語条例の制定が必要であると考えます。

現在、この手話言語条例は、全国で405の自治体で制定されていますが、宮城県でも令和3年4月1日今年度より条例が施行されました。

本町では、平成26年9月18日に手話言語法の意見書を採択し国へ提出しており、条例制定に取り組むべきと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、手話言語条例制定についてのご質問にお答えいたします。

手話言語条例は、聴覚障害者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することで、全ての住民が障害の有無に関係なく、互いを尊重し合える地域社会を形成することを目的として、全国で条例化の動きが進んでおります。

平成25年10月に鳥取県手話言語条例が施行されたのが最初で、それ以降本年5月17日現在で406の自治体が制定しております。県内では、昨年4月に塩釜市で施行、宮城県が本年4月に施行されています。

県、塩釜市の条例の内容といたしましては、手話を言語として正式に認識すること、自治体や住民、事業者の責務や役割に関すること、手話の普及に関することなどが規定されています。

本町では、平成30年3月に令和5年度までを期間とする「障がい者基本計画」を策定し、基本理念としまして「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」を掲げており、障害の有無に関係なくお互いを尊重し、安心して暮らせる地域の形成を目指しております。また、本年3月には「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を同じく令和5年までを期間として策定いたしました。

これらの計画を着実に実行していくことが聴覚障害をお持ちの方や全ての障害の方が「住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」の実現に近づくものと考えておりますので、その中で条例化の必要性を検討しながら、昨年から実施されている県条例を町民の誰もが一県民として実践できるよう周知にも努めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 (犬飼克子君)

明治13年のイタリア・ミラノの国際会議で、口話法の優位が宣言されて以降、平成18年の国連における障害者権利条約の採択まで、手話は法律上言語として認められていなかった。聾学校においても口話法を中心とした授業が実施されてきたということで、本当に今回ものすごい聾者の方々の本当に大変な思いをされていたんだなということのを改めて今回学ばさせていただきました。

平成23年の障害者基本法の改正により、我が国においても手話が言語として位置付けられました。130年間、多くの聾学校では、ほんの十数年前まで手話の使用が禁止されていたということで、本当に手話は口話の習得を妨げるものとみなされていたということで、本当にびっくりしました。

答弁の中に、条例化の必要性を検討しながらとございますが、手話を使っている方々の声というか、そういうのは聞いたことは、町に届いていたりしますでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それは手話の条例化という意味での声でしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

犬飼克子さん、もう一度質問してください。

6 番 (犬飼克子君)

失礼しました。質問の仕方が悪かったと思います。

手話を使っている方々の日頃の不便だということの、そういう声が届いていないかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

私が直接、大変不便だとかという声は聞いておりませんが、担当課のほうで聞いているかどうか、確認したいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

お答えいたします。

町内に聴覚あるいは言語系に障害をお持ちの方が109名いらっしゃいまして、実際に手話の通訳のサービスがあるわけでございますけれども、それを利用されている方が7名いらっしゃいます。その方々からと申しますか、その方々も対象としたみみサポサロンという定期的な集まりがあるんですけれども、その中でいろんな悩み事であったりとか、いろんな研修会のようなものを行っているわけでございますけれども、その場でいろんな意見などはいただいていることはあるんですが、今ちょっとこの場にはないものですから、具体的にはこういったものということとはちょっと申し上げられませんが、申し訳ありませんが、そういった機会はあるということでございまして。

ただ、手話がなかなか使えなくて不便だとかそういった声は、私も直接伺ったことはございません。

議 長 （高平聡雄君）

犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）

条例を制定した自治体の取組なんですけれども、多彩な取組がされているそうあります。全国の市町村で初めて条例を制定した北海道の石狩市では、教育現場での普及に力を注いで子供たちに手話を学んでもらった。これは聾学校の生徒さんではなく、普通学級でやっているそうなんですけれども、宮城県でも名取市とあとたしか塩釜市でも条例を制定して学校で学んだそうであります。教育現場での普及に力を注ぎ、福島県の郡山市では避難所で聴覚障害者に情報がうまく伝わらなかったことから、条例に災害時の支援を規定しているそうであります。

教育長と町長にそれぞれお聞きしたいんですけれども、石狩市のように普通学級の

教育現場でも手話の普及に力を入れてはどうかと伺います。

また、町長には避難所での災害時の支援を規定することに対しまして、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
すみません。災害時の避難所の。

6 番 （犬飼克子君）
視聴覚障害者に情報がうまく伝わらなかったそうでありまして、情報が。で、条例に災害時の支援を規定したそうでございます。そのことに対して、条例を制定したときに対しまして、災害時の支援を規定することにどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

町 長 （浅野 元君）
条例に制定というか、それもあるかもしれませんが、避難所でそういった情報が伝わらないといえますか、そういった状況については非常に課題になるというふうに思います。

ただ、常にそこに手話の人がいるかどうかとか、緊急時でございますので、そういったものについての対応というのはいろいろ課題といえますか、難しいところがあるんだろうなど。ただ、そういったことはあり得るということで、今後そういったことも加味した中でいろいろ考えていかなきゃない課題かなというふうに思います。

あともう1件につきましては、教育長のほうから。

議 長 （高平聡雄君）
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）
それでは、ただいまの犬飼議員さんのご質問にお答えしたいと思います。
今のお聞きしますと、名取、塩釜の学校で実践というふうな、初めてお聞きしまし

たので、これについてはちょっと名取と塩釜のほうに連絡をして状況を聞いてみたいというふうに思います。

現在、学校においては手話の必要なお子さんが在籍する学校もあるんです。大和町であればちょっと前に吉田小学校にいらっしゃって、議員さんもお覧になったか、夢と希望と志を語る会のときに同じ学年の子供と出席をして、手話で歌を歌ったということがあったと思います。実際、現場ではそういうふうなことでいろんな機会を捉えてやっておりますし、それから福祉教育で手話体験なども実際にどの学校でもやっているんだろうと思います。大和町でもやっておりますので、そういう意味でこれからもそういう面でいろんな教育の場面でそういうお子さんたちとともに歩むという、そんな意識を啓蒙していきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
犬飼克子さん。

6 番 （犬飼克子君）
誰もが住みやすい大和町をつくっていただくことをご祈念申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）
以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。
再開は午後2時50分とします。

午後2時38分 休 憩

午後2時49分 再 開

議 長 （高平聡雄君）
再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3「議案第41号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第4「議案第42号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第5「議案第43号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

日程第6「議案第44号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第7「議案第45号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第41号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第45号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

では、引き続きましてよろしくお願ひいたします。

議案書4ページをお願ひいたします。

議案第41号、大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、令和3年3月22日に厚生労働省より家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が公布されたことによりまして、町の基準を改正するものでございます。

児童福祉法第34条の16第2項により、市町村条例でこの基準を定めなければならないこととなっており、その基準は厚生労働省令で定める基準を参酌し定める必要があることから、省令の改正に合わせて町の条例も改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたします。

第6条第1項につきましては、省令の改正に合わせて家庭的保育事業者等による保育の提供終了後、満3歳以上の児童に対して行う教育という教育の定義を、「第3号において同じ」としていたものを「以下この条において同じ」と改正し、条の中の文言の指す意味を統一するものでございます。

次に、第1項第3号では、省令の改正に合わせ家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児という利用乳幼児の定義を、「この号において適用すること」としていたものを「この号及び第4項第1号」とし、文言の指す意味を統一し整理するものでございます。

5ページをお願いいたします。

同じく第5項につきましては、省令の改正に合わせ「連携協力を行う者」から「連携協力を行う施設又は事業所」へ改正するものでございます。

第49条につきましては、省令改正を受け新設いたすものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業者等及びその職員に対し、記録の作成、保存等について、原則電磁的記録による対応を認めるものでございます。大和町の場合ですと、小規模保育事業所、事業所内保育所等が該当となるものでございます。

附則でございます。この条例は令和3年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

議案第42号、大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を、次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、令和3年3月31日に内閣府より特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことによりまして、町の基準条例を改正するものでございます。

子ども・子育て支援法第46条第3項により、市町村条例でこの基準を定めなければならないこととなっており、その基準は内閣府令で定める基準を参酌し定める必要があることから、府令の改正に合わせて町の条例を改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明をいたします。

第42条第4項第1号について、特定教育・保育施設市町村の利用調整義務を明示するために改正するものです。児童福祉法第24条第3項では、保育事業に対して保育所や認定こども園、家庭的保育事業等が不足するおそれがある場合には、市町村が利用調整、利用の要請を行うこととされております。そして、同法附則第73条第1項により、当分の間、保育事業、待機児童の有無にかかわらず全ての市町村で保育所以外の保育を含めた全ての保育について、市町村が利用調整を行うこととされております。

今回、附則により読み替えされる場合も組めるように改正し、児童福祉法の規定に合うよう本基準条例上の市町村の利用調整義務を明示するものでございます。

第42条第5項につきましては、府令の改正に合わせ、「連携協力を行う者」から「連携協力を行う施設又は事業所」へ改正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和3年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和3年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第43号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3,510万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を130億7,314万7,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書9ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

17款2項2目民生費県補助金4節新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましては、説明欄の子育て世帯生活支援特別給付金事業費といたしまして、ひとり親世帯以外の事業費分として低所得世帯に対しまして子供1人当たり5万円を支給するもので、事業費分として2,905万円を追加計上するものであります。

次の事項は、同事業に要します時間外手当、そのほか郵送料等の事務費でございます。23万1,000円を追加計上するものであります。合わせまして2,928万1,000円でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でございます。1,174万9,000円を減額いたしまして、財政調整基金に繰り入れるものでございます。

22款5項雑入につきましては、説明欄に記載がございますが、町文化振興協会運営事業費清算金として1,557万1,000円の返還がありましたほか、財団法人自治総合センターコミュニティ助成として200万円の助成があるもので、合わせまして1,757万1,000円となるものでございます。

なお、町文化振興協会運営事業費清算金の詳細につきましては、公民館長からご説明させていただきます。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

それでは、追加の説明をさせていただきます。

ただいま財政課長よりご説明申し上げました一般会計補正予算の歳入でございますが、22款5項3目雑入1,557万1,000円につきましては、大和町文化振興協会事業費の令和2年度分精算金でございます。別冊の議案第43号関係、令和2年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書も併せてご覧いただきたいと思っております。

別冊の1ページ、下表になります。歳入総額が2,855万2,363円で、歳出総額が1,298万92円となり、歳入総額から歳出総額を差し引きますと1,557万2,271円の残額となります。なお、2ページは令和2年度の各事業収支の一覧であります。

今回、差引残額を令和3年度一般会計に戻入れをするものでございます。当初予算で科目設定としまして1,000円を計上しておりましたので、差額分1,557万1,271円を補正させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

議 長 (高平聡雄君)

まちづくり政策課長江本篤夫君。

まちづくり政策課長 (江本篤夫君)

続きまして、4ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款1項6目企画費でございます。18節につきましては、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施をいたします一般コミュニティ助成事業

におきまして、事業の採択を受けました地区に対しまして助成を行うものでございます。一般コミュニティー助成事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティー活動の促進と地域の連帯感に基づきます自治意識を盛り上げることを目的といたします地域コミュニティー活動に、直接必要な設備等の整備に要します費用を県、町を通じ財団法人自治総合センターより助成を受け実施いたすもので、もみじヶ丘2丁目地区が今年度の事業実施地区として採択されましたので、その助成に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、同じく13目諸費の18節につきましては、区集会施設建設事業費といたしまして、難波地区の生活改善センターの屋根、外壁及びトイレ設備の改修費用の75%に相当いたします181万円を難波地区に補助するものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、2款3項1目12節につきましては、デジタル法改正に伴う戸籍附票の写しの記載項目の変更に係るものであり、コンビニ交付を実施するに当たり9月末までに交付センター等での工期試験が必要となったための工期工程試験に要する費用でございます。

22節につきましては、実績に伴い令和2年度の中長期在留者居住地届出等事務委託費の精算返還金が生じたものでございます。

以上になります。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、3款1項4目障害福祉費でございます。12節につきましては、障害福祉システムにつきまして、税制改正によりますシステムレイアウト変更のための費用が必要になったことから委託費の補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

続きまして、2項2目児童措置費でございます。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金給付事業費に要する経費でございます。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活支援を行う観点から、食料費等による支出の増加の影響を勘案し、国の施策により給付金を支給するものでございます。事業費につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金によるもので、早期支給を実施するために予算措置を行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

3節は職員の時間外勤務手当を、10節は発送用の宛名ラベル等消耗品を、11節は通知等の郵送料と口座振込の手数料を、18節は低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金として交付するための予算措置を行うものでございます。

給付金の支給対象者につきましては、令和3年3月31日現在で18歳未満の児童、障害児の場合は20歳未満の対象児童を養育する父母等で、かつ令和3年度分の住民税が非課税である者、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者でございます。

給付額につきましては、支給対象児童1人当たり一律5万円。支給時期につきましては、令和3年度分の課税情報が確定いたします今月中旬以降に精査後、町で把握している支給対象者へお知らせ通知を発送いたしまして、児童手当等の登録口座へお振込みを今月末以降で予定をしております。また、家計急変者については随時受付を行い、審査が完了次第、至急行うよう進めてまいります。

周知方法につきましては、広報たいわ7月号、町ホームページ等で行い、申請期限につきましては、原則令和4年2月28日までとしておりますので、状況を見ながらしっかりと周知徹底を図ってまいりたいと思います。

今回は低所得の子育て世帯を対象としておりますが、ひとり親世帯に対しましては、事業主体が県となり、児童扶養手当受給者に既に支給が済んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、9款4項5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

21節につきましては、電気通信設備移設工事負担費用の補償金といたしまして、本年度落合教育ふれあいセンター体育館西側の駐車場舗装工事を予定しており、駐車場敷地内にありますN T Tの電柱移設につきまして協議を進めておりましたが、今回N T T側より費用負担の提示がありましたことから補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

議案書10ページをお開きください。

議案第44号、令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億4,831万円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書10ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款1項1目特別交付金につきましては、保健事業といたしまして、黒川圏域糖尿病性腎症重症化予防プログラムの健康保健事業の実施により増額するものでございます。

歳出でございます。5款1項1目1節及び8節は、先ほどの保健事業に伴います会計年度任用職員管理栄養士及び保健師の人件費に係るものでございます。10節は、その事業に伴います事務用品等の消耗品代であります。11節は、医療機関との連絡に要します通信運搬費と医療機関から作成していただく保健指導指示書作成手数料になります。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書12ページをお願いします。併せまして、事項別明細書15ページ以降となります。詳細については事項別明細書において説明させていただきます。

議案書になります。

議案第45号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第1条、総則であります。令和3年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出であります。令和3年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出であります。

1款水道事業費用に83万2,000円を増額し9億1,188万6,000円に、同じく1項営業費用にも同額を増額し、合計8億9,539万9,000円とするものであります。

事項別明細書16ページの令和3年度大和町水道事業会計補正予算内訳書をお願いします。

収益的収入及び支出になります。

1款水道事業費用1項営業費用1目浄配水費で、窓口業務等にお手伝いをいただきます会計年度任用職員の報酬、手当、法定福利費で1名5か月分についてお願いするものでございます。当初予算において新規の任用職員1名1年間と引継ぎを考慮し、

前年度任用職員1名1か月分を予定しておりましたが、皆様には大変ご迷惑をかけました職員のコロナ感染の関係や窓口等の業務も考慮しまして、本年9月まで任用職員2名体制でお願いしたいというものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第41号から議案第45号までの説明を終わります。

ここで本定例会議初日に報告された諸般の報告について資料訂正の申出がありましたので説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

お時間をいただきましてありがとうございます。

6月1日の諸般の報告で、事故繰越、繰越計算書の説明をさせていただきました。そこに記載しておりました文字に変換誤りがございましたので、ご訂正をお願いいたします。

資料の9ページ目でしたが、4件の事故繰越の案件がございまして、一番右側に説明の欄がございました。内容につきましては、2番目から4番目の案件でございまして、それぞれの4行目に不測の日数という記載がございまして、その不測の測が足になってございました。正しくは、予測のさんずいの測でございました。大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で説明を終わります。

なお、この後事務局においてただいまの訂正後の資料と差替えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午後1時30分です。

ご苦労さまでございました。

午後3時16分 延 会